資 料 編

1 計画の策定経過 …… 資料-1

2 SDGsと基本方針との関連について …… 資料-4

3 二酸化炭素排出量の削減可能量について …… 資料-6

4 地区別環境マップ …… 資料-9

5 越前市環境基本条例 …… 資料-26

6 越前市環境審議会規則 …… 資料-28

7 用語説明 …… 資料-29

1 計画の策定経過

（1）計画の策定経過

年	月日	経緯	内容
令和3年	5月24日	令和3年度 第1回越前市環境審議会	○市環境基本計画の改定について ○市環境審議会　脱炭素社会検討部会の設置について
	7月8日	令和3年度 第1回越前市環境審議会 脱炭素社会検討部会	○越前市の二酸化炭素排出量について ○越前市の二酸化炭素排出削減目標（案）について ○脱炭素社会実現に向けた取組みについて ○北陸新幹線駅周辺でのスマートシティ形成も見据えた再生可能エネルギーの利用促進について
	7月5日 ～ 7月16日	市民・事業者・学生アンケートの実施	
	7月26日	令和3年度 第2回越前市環境審議会	○意識調査アンケートの途中結果について ○越前市版スマートシティに向けて ○目指す環境像、基本方針及び施策案について ○ゼロカーボンシティ宣言について
	10月8日	令和3年度 第2回越前市環境審議会 脱炭素社会検討部会	○地球温暖化対策に関する意識調査アンケートの結果について ○削減可能量（シミュレーション）について ○環境基本計画（基本方針1）について
	11月1日	令和3年度 第3回越前市環境審議会	○意識調査アンケートの結果について ○環境基本計画素案について
	12月15日 ～ 1月6日	パブリックコメント	
令和4年	1月18日	令和3年度 第4回越前市環境審議会	○パブリックコメントの結果について ○環境基本計画案について

（２）越前市環境審議会委員名簿

■越前市環境審議会

区分		氏名	所属等	任期
優れた識見を有する者 （越前市環境審議会規則 第2条第1項第1号）	◎	奥村　充司	福井工業高等専門学校　准教授	
	○	西出　和彦	仁愛大学　教授 南越駅周辺整備開発ルール等検討委員会　委員	
		河野　陽子	一般社団法人　武生医師会	
		右原　まゆみ	えちぜん環境認証機構　元理事	
越前市議会議員 （越前市環境審議会規則 第2条第1項第2号）		吉村　美幸	越前市議会議員	～R3.6.6
		清水　一德		R3.6.7～
関係機関から推薦 された者 （越前市環境審議会規則 第2条第1項第3号）		松浦　與一	福井県丹南健康福祉センター 環境衛生部長	
		有定　耕平	武生商工会議所　青年部	
		冨田　隆	越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長	
		佐藤　かよ子	越前市消費者グループ連絡協議会	
		仲村　恵子	越前市女性会　副会長	
		横山　光	NPO法人男女平等推進協会えちぜん　主事	
		恒本　明勇	水辺と生き物を守る農家と市民の会　会長	
		磯野　泰子	武生めだか連絡会　会員	
		岡部　巴	エコラブえちぜん　代表	
		藤木　靖夫	武生商工会議所　事務局長	
		奥田　恵治	北陸電力株式会社 丹南支店　営業担当課長	～R3.6.30
		田淵　敬義		R3.7.1～
		大竹　敏一	株式会社福井村田製作所 管理部長	
		奥山　茂夫	越前市産業環境部長	
市民からの公募による者 （越前市環境審議会規則 第2条第1項第4号）		吉田　聖子		

（順不同、敬省略、◎:会長、○:副会長）

■越前市環境審議会　脱炭素社会検討部会

氏名		所属等
◎	西出　和彦	仁愛大学　教授 南越駅周辺整備開発ルール等検討委員会　委員
	藤木　靖夫	武生商工会議所　事務局長
	田淵　敬義	北陸電力株式会社　丹南支店　営業担当課長
	大竹　敏一	株式会社福井村田製作所　管理部長
	奥山　茂夫	越前市産業環境部長

（順不同、敬省略、◎:部会長）

（３）アンケート実施概要

●調査対象
・市　民：市内在住の市民１，０００人
・事業者：市内に事業所を置く２００事業者
・学　生：武生高校・武生東高校の在校生６０人

●配布･回収期間
・配　布　：令和３年７月５日
・回答期限：令和３年７月１６日

●回収状況

項目		市民		事業者		高校生
回収数	紙	331通	405通	11通	75通	－
	Web	74通		64通		60通
回答率		40.5%		37.5%		100%
		合計　42.9%				

（４）パブリックコメント実施概要

●募集期間
・令和3年12月15日～令和4年1月6日

●本計画案の閲覧方法
・市所管の下記施設のほか、市ホームページで公開
　〇環境政策課　〇あいぱーく今立　〇各地区公民館　〇中央図書館　〇今立図書館

●意見の提出方法
・住所、氏名を明記の上、直接持込み、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出

2 SDGsと基本方針との関連について

基本方針・施策	SDGsの実現に貢献する内容
基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり	
施策1 再生可能エネルギーの 普及推進 	再生可能エネルギーを普及させることで、SDGsの目標7「世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」の実現に貢献します。
	再生可能エネルギーと蓄電池の普及を進めることでSDGsの目標11「災害に強く、持続可能なまちづくりを進める」の実現に貢献します。
	使用するエネルギーを化石燃料から再生可能エネルギーに転換することで、SDGsの目標12「天然資源の持続可能な管理・利用を進める」の実現に貢献します。
	再生可能エネルギーに関する情報を発信することで、SDGsの目標13「気候変動に関する教育・啓発などを進める」の実現に貢献します。
施策2 地球温暖化防止に向けた 取組みの推進 	省エネ対策を進めることで、SDGsの目標7「世界全体のエネルギー効率を改善させる」の実現に貢献します。また、電気自動車等の補助を進めることで、「エネルギー関連のまちづくりやクリーンエネルギー技術の普及を進める」の実現に貢献します。
	地球温暖化防止につながる取組みを進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進める」の実現に貢献します。
	省エネ対策をはじめとする地球温暖化防止につながる取組みを進めることで、SDGsの目標12「天然資源の持続可能な管理・利用を進めるとともに自然と調和したライフスタイル・事業活動に関する意識啓発を進める」の実現に貢献します。
	地球温暖化防止につながる取組みを進めることで、SDGsの目標13「気候変動に関する教育・啓発などを進める」の実現に貢献します。
基本方針2 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり	
施策3 生活環境の保全推進 	大気質や水質などを定期的に調査・観測することで、SDGsの目標3「有害化学物質や大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病の件数を減少させる」の実現に貢献します。
	公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及を進めることで、SDGsの目標6「全ての人々が下水施設・衛生施設を利用できる環境をつくるとともに、水質を改善する」の実現に貢献します。
	生活環境への配慮や法令の遵守、環境保全協定の締結を進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進めるとともに、環境上の悪影響を軽減する」の実現に貢献します。
	生活環境に関する法令の遵守、環境保全協定の締結を進めることで、SDGsの目標12「環境に配慮した製品工程や開発の普及、自然と調和したライフスタイルの普及」の実現に貢献します。
施策4 廃棄物の適正処理の推進	不法投棄防止対策を進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進めるとともに、環境上の悪影響を軽減する」の実現に貢献します。
	不法投棄防止対策を進めることで、SDGsの目標12「廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。

基本方針3　コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり	
施策５ 生物多様性の保全 	保有する山や田んぼ、畑を適正に管理することで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	保有する山や田んぼ、畑を適正に管理することで、SDGsの目標14「陸上生活による汚染など、海洋汚染を防止・削減する」の実現に貢献します。
	保有する山や農地の適正管理や希少野生生物の保全活動などを進めることで、SDGsの目標15「陸上の生態系の保全・活用や絶滅危惧種の保護、外来種の侵入防止対策を進める」の実現に貢献します。
施策６ 環境調和型農業の推進 	環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標2「持続可能な食料生産方法の確立や農業の実践」の実現に貢献します。
	環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標15「陸上の生態系の保全・活用」の実現に貢献します。
基本方針4　資源が循環するごみの少ない都市づくり	
施策７ ３Ｒの推進	3R の取組を進めることで、SDGsの目標12「廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。
施策８ 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策 	使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	おいしいえちぜん食べきり運動や使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標12「世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減するとともに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。
	使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標14「陸上生活による汚染など、海洋汚染を防止・削減する」の実現に貢献します。
基本方針5　環境共育で環境を守り育むまちづくり	
施策９ 人材育成の推進 	環境教育・環境学習を進めることで、SDGsの目標4「誰もが質の高い教育や持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得できるようにする」の実現に貢献します。
	環境教育・環境学習を進めることで、SDGsの目標17「持続可能な開発を進めるための取組みを強化するとともに、市民・事業者などとの連携を進める」の実現に貢献します。
施策１０ 環境保全団体との連携・協働の促進	アースデイえちぜんなど環境をテーマとしたイベントを支援することで、SDGsの目標4「誰もが持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得できるようにする」の実現に貢献します。
	市民や事業者など環境保全に取り組む団体との連携を強化することで、SDGsの目標17「市民・事業者などとの連携を進める」の実現に貢献します。

3 二酸化炭素排出量の削減可能量について

二酸化炭素排出量について、以下の設定に沿って削減可能量の目安を試算した。

対策内容と試算条件

対策内容	試算条件
① 電力分野の二酸化炭素排出係数の低減による削減	2026年度の原単位推計値で試算
② 太陽光発電設備の導入	目標値(年間35件)(P. 23参照)で試算
③ 電気自動車・燃料電池自動車導入による削減	目標値(年間20件)(P. 23参照)で試算
④ 家庭での省エネ行動(P. 19参照)	全世帯で削減効果の高い10の行動を実施
⑤ 事業での省エネ行動(P. 20参照)	全事業所で実施

シミュレーション結果

項目	基準年度 2018年度	市計画目標 2026年度	削減可能量(A+B+C+D+E)
CO_2排出量 (千t-CO_2)	1, 460. 8	1, 037. 2	1, 066. 9
CO_2削減量※1 (千t-CO_2)	–	423. 6	393. 9
CO_2削減率※2	–	29. 0%	27. 0%
目標達成率※3	–	100%	97. 2%

※1 詳細な試算は次ページ以降に掲載
※2 CO_2削減率:CO_2削減量÷基準年度のCO_2排出量
※3 目標達成率:市計画目標CO_2排出量÷CO_2排出量

(参考)越前市の森林による二酸化炭素吸収について

※排出削減ではないため削減可能量には含まれていません。

森林面積(ha)×CO_2吸収係数(t-CO_2/ha)

森林吸収量:(7, 835(ha)+6, 094(ha))×3. 2(t-CO_2/ha)=44. 6(千t-CO_2)

森林によるCO_2吸収率:44. 6(千t-CO_2)÷1, 460. 8(千t-CO_2)=3.1%

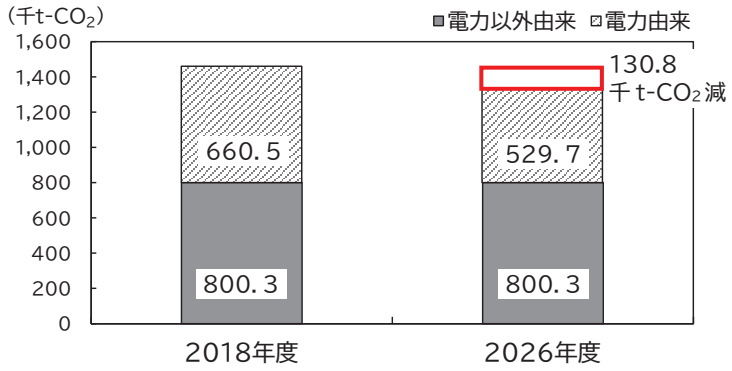
2018年度越前市森林面積(人工林):7, 835ha(出典:越前市統計年鑑)
2018年度越前市森林面積(天然林):6, 094ha(出典:越前市統計年鑑)
2018年度CO_2吸収係数:3. 2t-CO_2/ha(出典:地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(環境省))

シミュレーションのための試算

① 電力分野でのCO_2排出係数の低減による削減(推計)

電力由来CO_2排出量(千t-CO_2)×CO_2排出係数削減率(%)　(A)

660.5(千t-CO_2)×19.8(%)＝130.8(千t-CO_2)削減

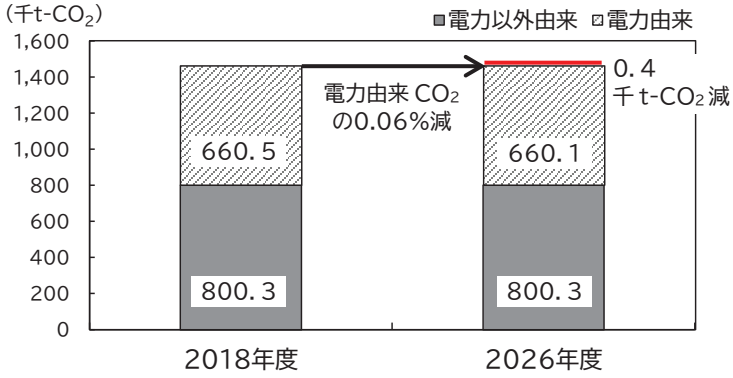


■本市の2018年度二酸化炭素総排出量
1,460.8(千t-CO_2)
▼うち　電力由来:660.5(千t-CO_2)
▼電力以外由来:800.3(千t-CO_2)
■2030年度目標CO_2排出係数
0.370kg-CO_2／kWh(電力事業連合会)
■2018年度CO_2排出係数
0.526kg-CO_2／kWh(北陸電力株式会社HP)
■2026年度CO_2排出係数推計値
0.526－(0.526－0.37)×8／12年
＝0.422kg-CO_2／kWh
■CO_2排出係数削減率
(0.526－0.422)／0.526＝19.8%

② 太陽光発電導入による削減(推計)

一世帯(住宅)当たりの年間発電量(kWh/年)×太陽光発電導入件数(件/年)×CO_2排出係数

4(kW)×1,000(kWh)×35(件)×5(年間)×0.000526(t-CO_2/kWh)
＝368.2(t-CO_2)≒0.4(千t-CO_2)削減　(B)

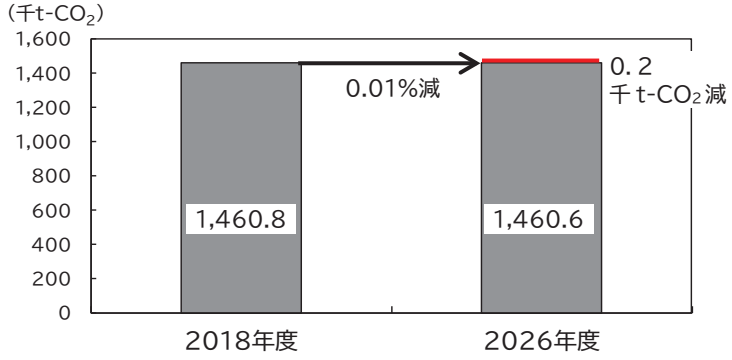


■太陽光発電システムの設備容量
4kWを想定。
■年間発電量
設置容量1kWあたり、1,000kWh(出典:太陽光発電協会)を想定。
■太陽光発電設備補助目標
35件/年
■2018年度二酸化炭素排出係数
0.000526t-CO_2/kWh(北陸電力株式会社HP)

③ 電気自動車・燃料電気自動車導入による削減(推計)

運輸部門(自動車)CO_2排出量(千t-CO_2)×電気自動車・燃料電池自動車導入台数(台/年)

164.0(千t-CO_2)×20(件)×5(年間)/69,382(台)＝0.2(千t-CO_2)削減　(C)



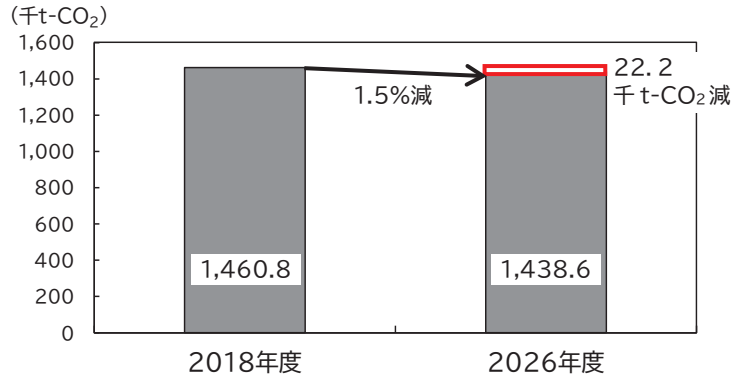
■2018年度運輸部門(自動車)CO_2排出量推計値
164.0千t-CO_2(出典:環境省)
■2018年度越前市自動車保有台数
69,382台(出典:福井県統計年鑑)
■電気自動車・燃料電池自動車補助目標件数
20台／年

④ 家庭での省エネ行動による削減(目安)

越前市の世帯数(世帯)×10の行動による CO_2 削減量合計値(kg-CO_2／世帯)

29,035(世帯)×763(kg-CO_2/世帯)＝22,153,705(kg-CO_2)

≒22,154(t-CO_2)≒22.2(千t-CO_2)削減 (D)



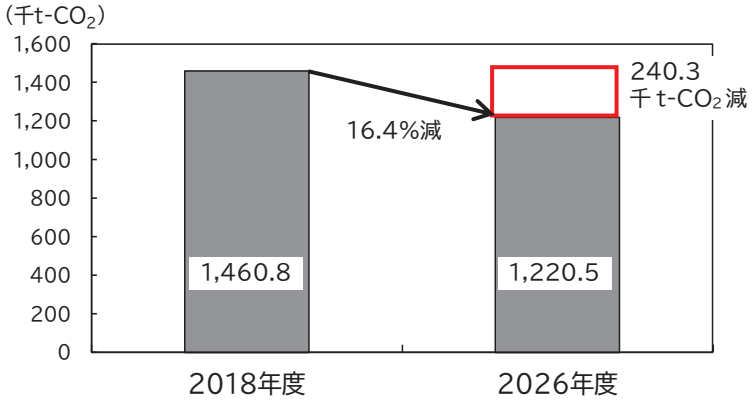
■2018年度越前市世帯数
29,035世帯(出典:福井県統計年鑑)
■10の行動(P.19参照)による削減量合計値
763kg-CO_2／世帯

⑤ 事業所での省エネ行動による削減(目安)

越前市の事業所数(事業所)×1事業所当たりの年間 CO_2 削減量合計値(t-CO_2／事業所)

4,369(事業所)×55(t-CO_2／事業所)＝240,295(t-CO_2)≒240.3(千t-CO_2)削減

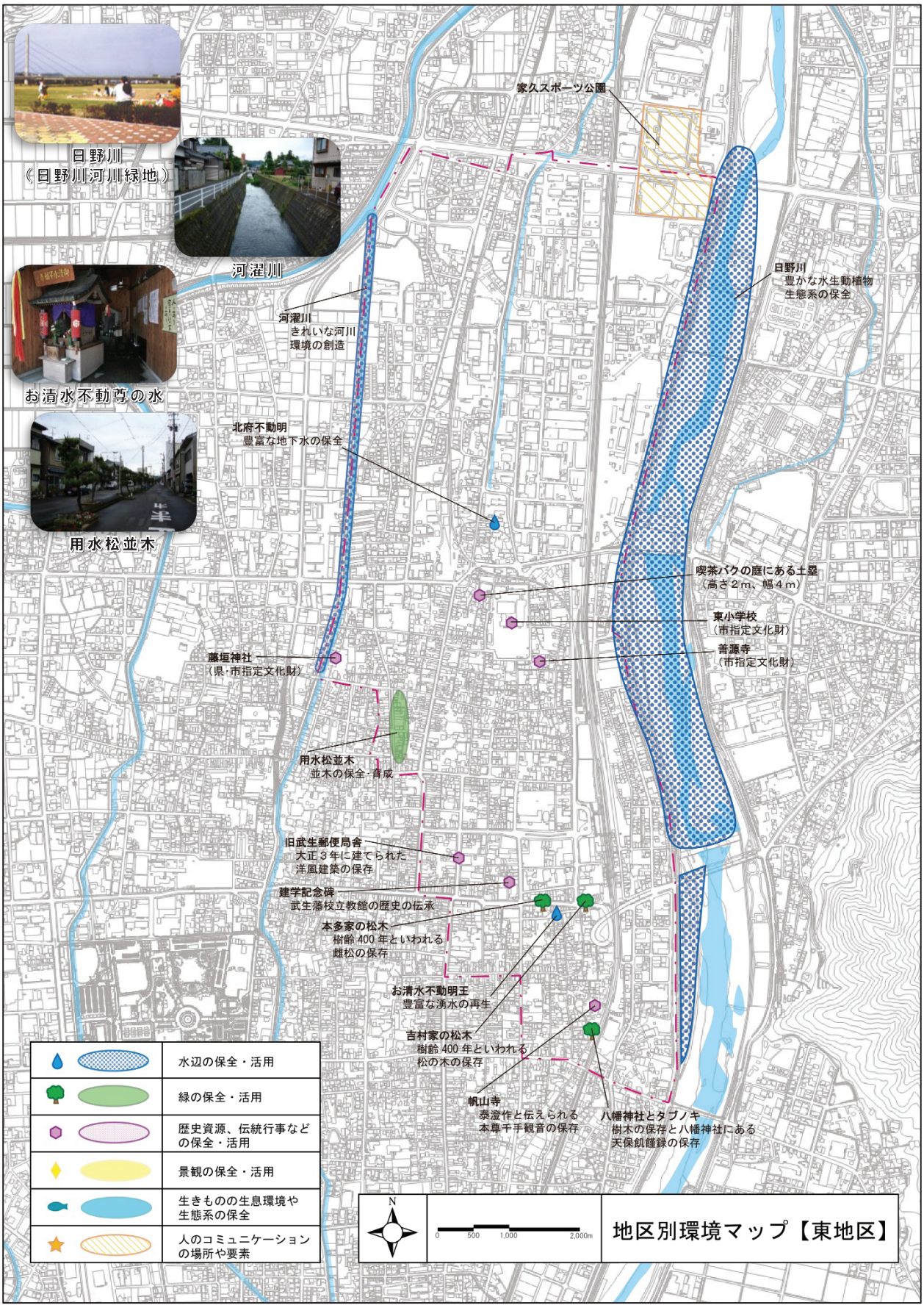
(E)

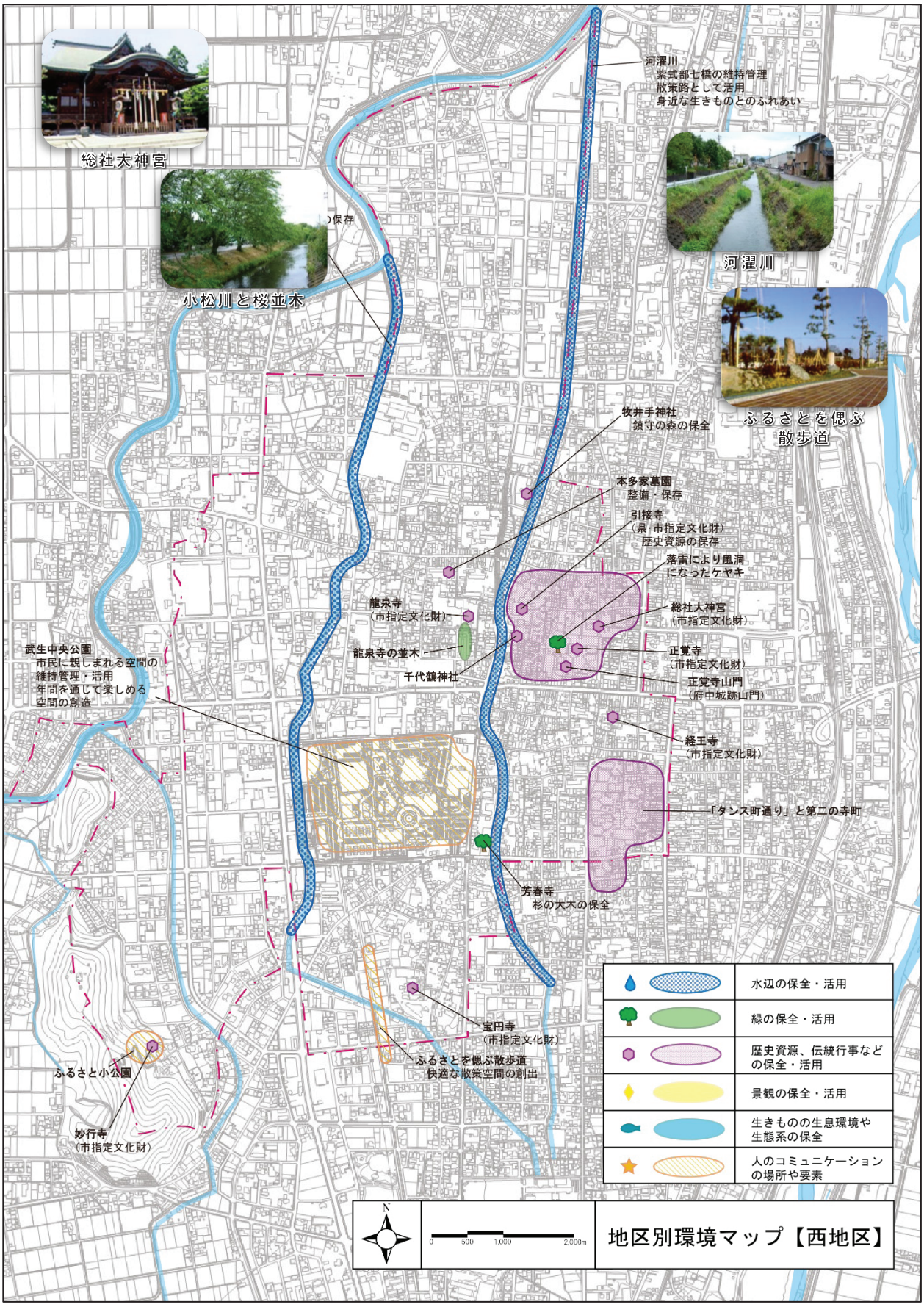


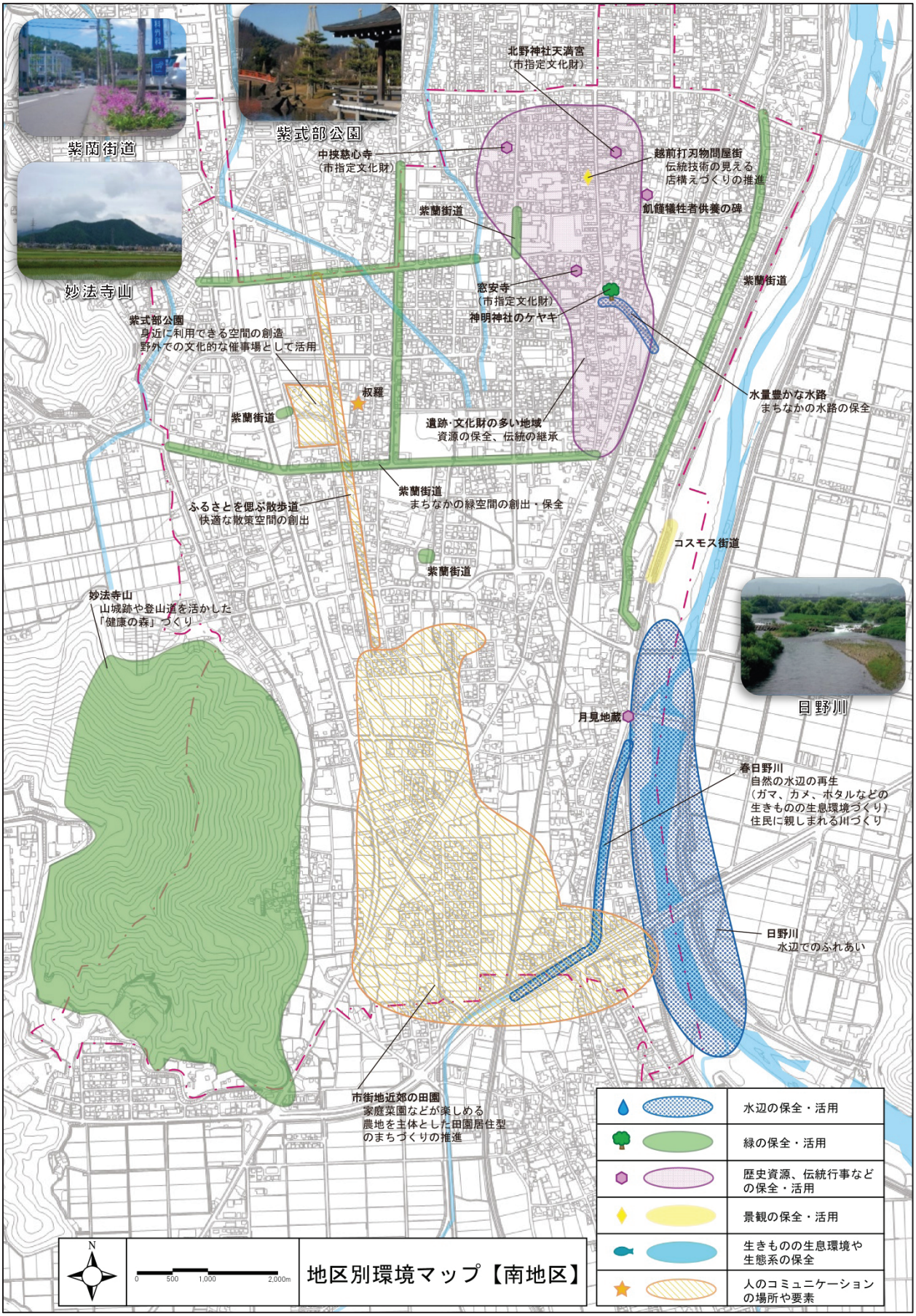
■2018年度越前市事業所数
4,369事業所(出典:福井県統計年鑑)
■1事業所当たりの年間削減量合計値(P.20参照)
55t-CO_2／事業所

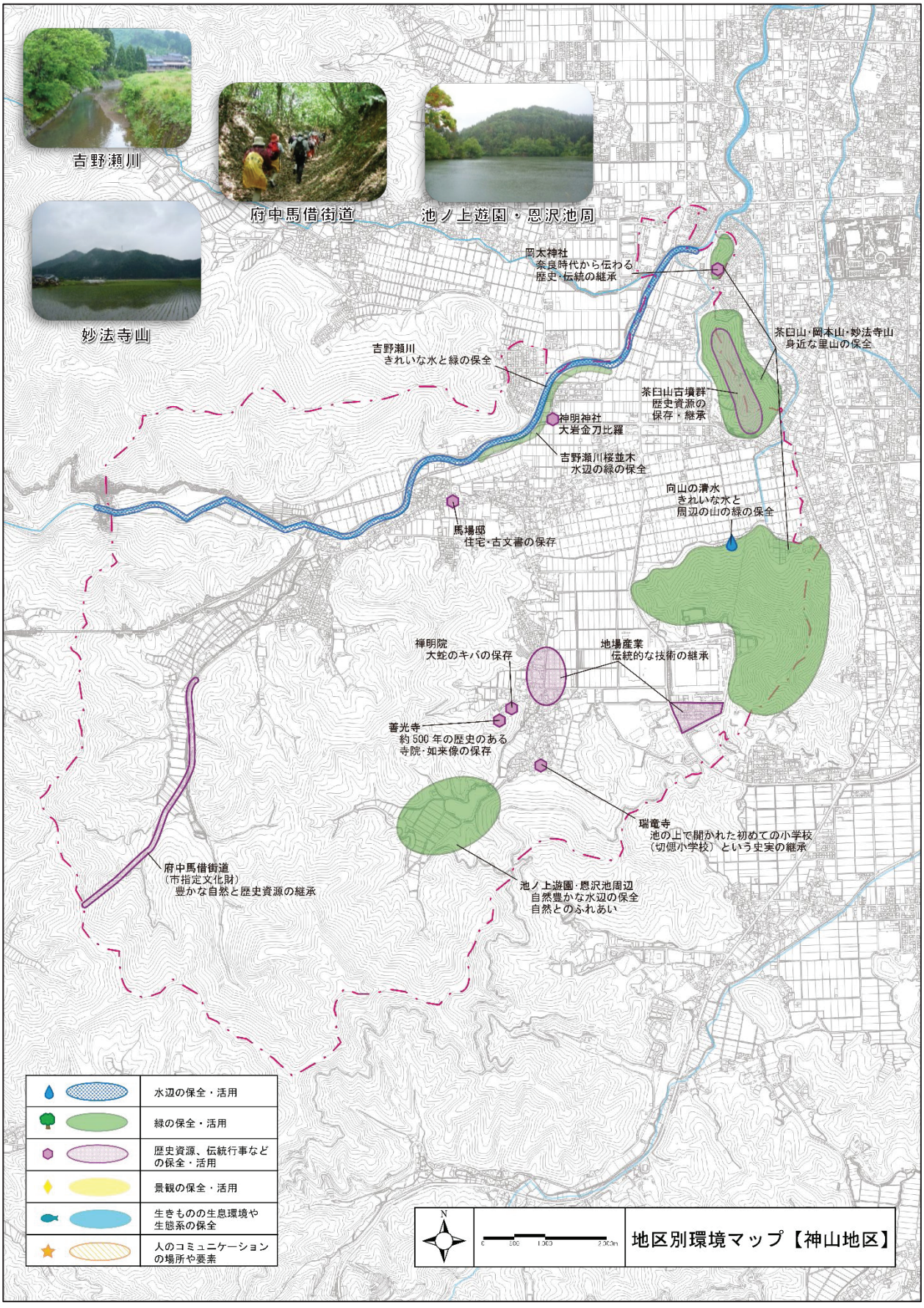
資料編

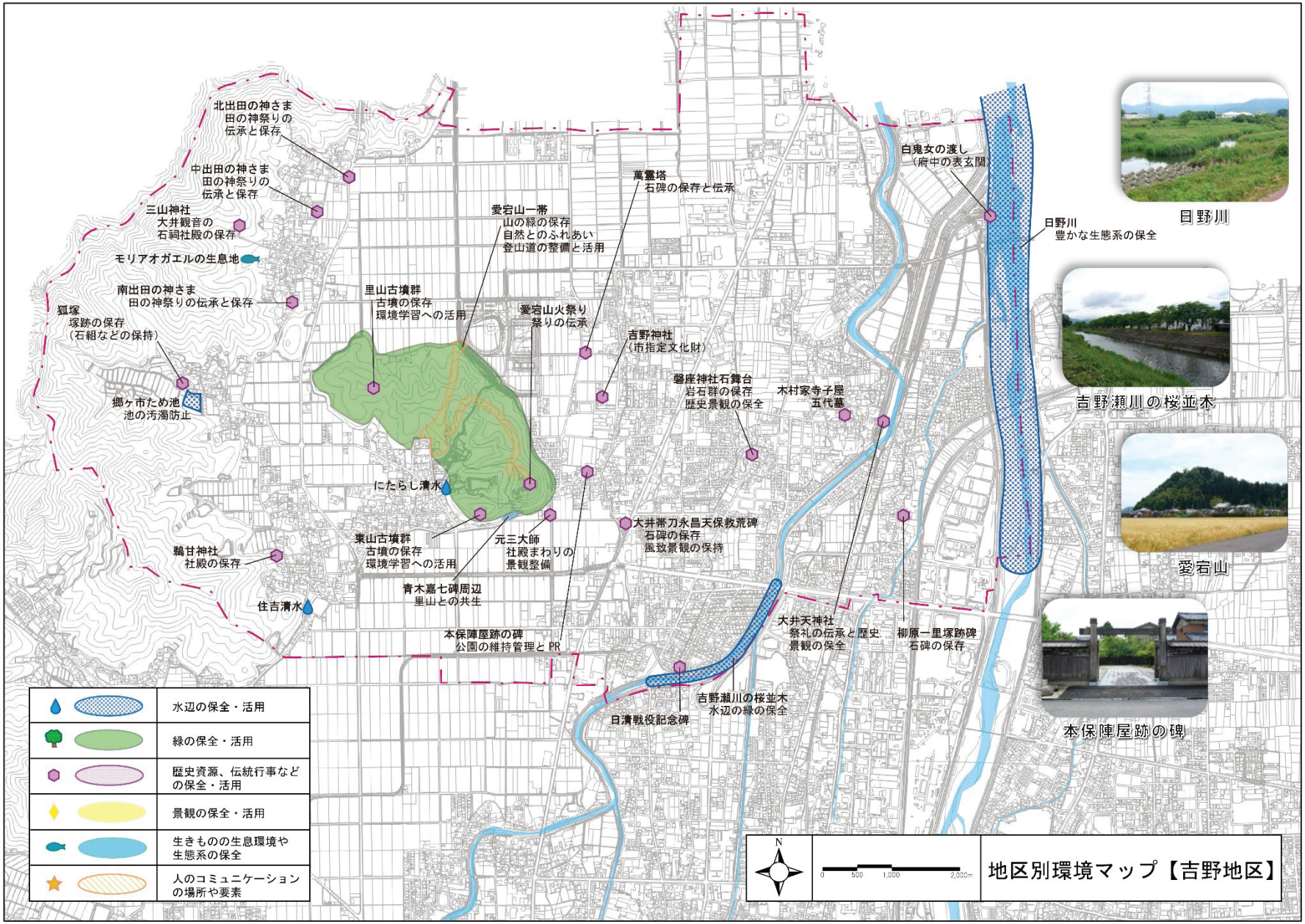
4 地区別環境マップ


日野川
（日野川河川緑地）
河濯川
お清水不動尊の水
用水松並木
家久スポーツ公園
日野川
豊かな水生動植物
生態系の保全
河濯川
きれいな河川
環境の創造
北府不動明
豊富な地下水の保全
喫茶バクの庭にある土塁
（高さ2m、幅4m）
東小学校
（市指定文化財）
善源寺
（市指定文化財）
藤垣神社
（県・市指定文化財）
用水松並木
並木の保全・育成
旧武生郵便局舎
大正3年に建てられた
洋風建築の保存
建学記念碑
武生藩校立教館の歴史の伝承
本多家の松木
樹齢400年といわれる
雌松の保存
お清水不動明王
豊富な湧水の再生
吉村家の松木
樹齢400年といわれる
松の木の保存
帆山寺
泰澄作と伝えられる
本尊千手観音の保存
八幡神社とタブノキ
樹木の保存と八幡神社にある
天保飢饉録の保存
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【東地区】


総社大神宮
小松川と桜並木
河濯川
河濯川
紫式部七橋の維持管理
散策路として活用
身近な生きものとのふれあい
ふるさとを偲ぶ
散歩道
牧井手神社
鎮守の森の保全
本多家墓園
整備・保存
引接寺
（県・市指定文化財）
歴史資源の保存
落雷により風洞
になったケヤキ
総社大神宮
（市指定文化財）
龍泉寺
（市指定文化財）
龍泉寺の並木
千代鶴神社
正覚寺
（市指定文化財）
正覚寺山門
（府中城跡山門）
武生中央公園
市民に親しまれる空間の
維持管理・活用
年間を通じて楽しめる
空間の創造
経王寺
（市指定文化財）
「タンス町通り」と第二の寺町
芳春寺
杉の大木の保全
宝円寺
（市指定文化財）
ふるさとを偲ぶ散歩道
快適な散策空間の創出
ふるさと小公園
妙行寺
（市指定文化財）
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事など
の保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や
生態系の保全
人のコミュニケーション
の場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【西地区】


紫蘭街道
紫式部公園
妙法寺山
北野神社天満宮
（市指定文化財）
中挟慈心寺
（市指定文化財）
越前打刃物問屋街
伝統技術の見える
店構えづくりの推進
飢饉犠牲者供養の碑
紫蘭街道
窓安寺
（市指定文化財）
神明神社のケヤキ
紫蘭街道
紫式部公園
身近に利用できる空間の創造
野外での文化的な催事場として活用
叔羅
紫蘭街道
遺跡・文化財の多い地域
資源の保全、伝統の継承
水量豊かな水路
まちなかの水路の保全
紫蘭街道
まちなかの緑空間の創出・保全
ふるさとを偲ぶ散歩道
快適な散策空間の創出
紫蘭街道
コスモス街道
妙法寺山
山城跡や登山道を活かした
「健康の森」づくり
日野川
月見地蔵
春日野川
自然の水辺の再生
（ガマ、カメ、ホタルなどの
生きものの生息環境づくり）
住民に親しまれる川づくり
日野川
水辺でのふれあい
市街地近郊の田園
家庭菜園などが楽しめる
農地を主体とした田園居住型
のまちづくりの推進
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【南地区】


吉野瀬川
府中馬借街道
池ノ上遊園・恩沢池周
妙法寺山
岡太神社
奈良時代から伝わる
歴史・伝統の継承
茶臼山・岡本山・妙法寺山
身近な里山の保全
吉野瀬川
きれいな水と緑の保全
茶臼山古墳群
歴史資源の
保存・継承
神明神社
大岩金刀比羅
吉野瀬川桜並木
水辺の緑の保全
向山の清水
きれいな水と
周辺の山の緑の保全
馬場邸
住宅・古文書の保存
禅明院
大蛇のキバの保存
地場産業
伝統的な技術の継承
善光寺
約 500 年の歴史のある
寺院・如来像の保存
瑞竜寺
池の上で開かれた初めての小学校
（切畑小学校）という史実の継承
府中馬借街道
（市指定文化財）
豊かな自然と歴史資源の継承
池ノ上遊園・恩沢池周辺
自然豊かな水辺の保全
自然とのふれあい
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
地区別環境マップ【神山地区】

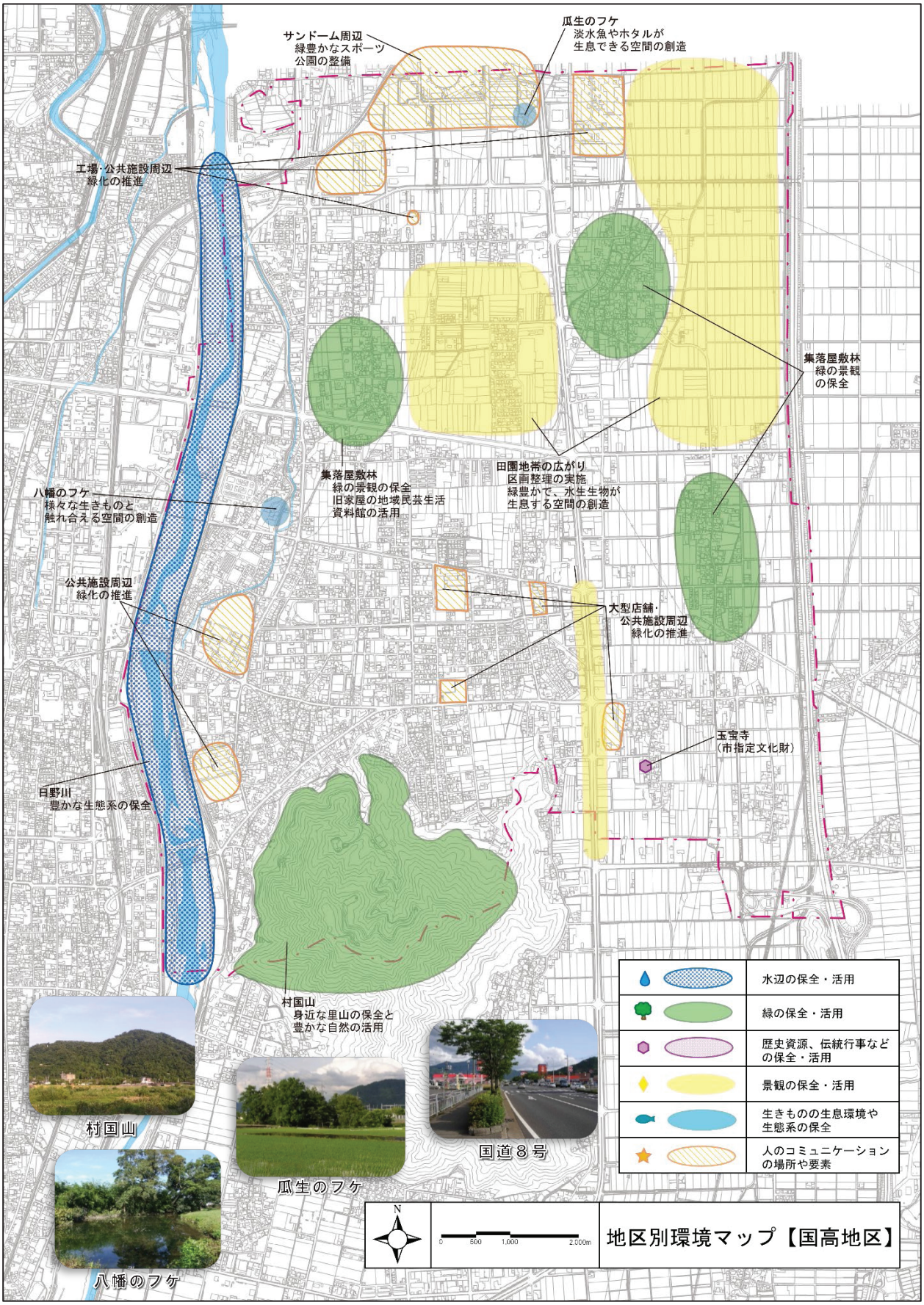


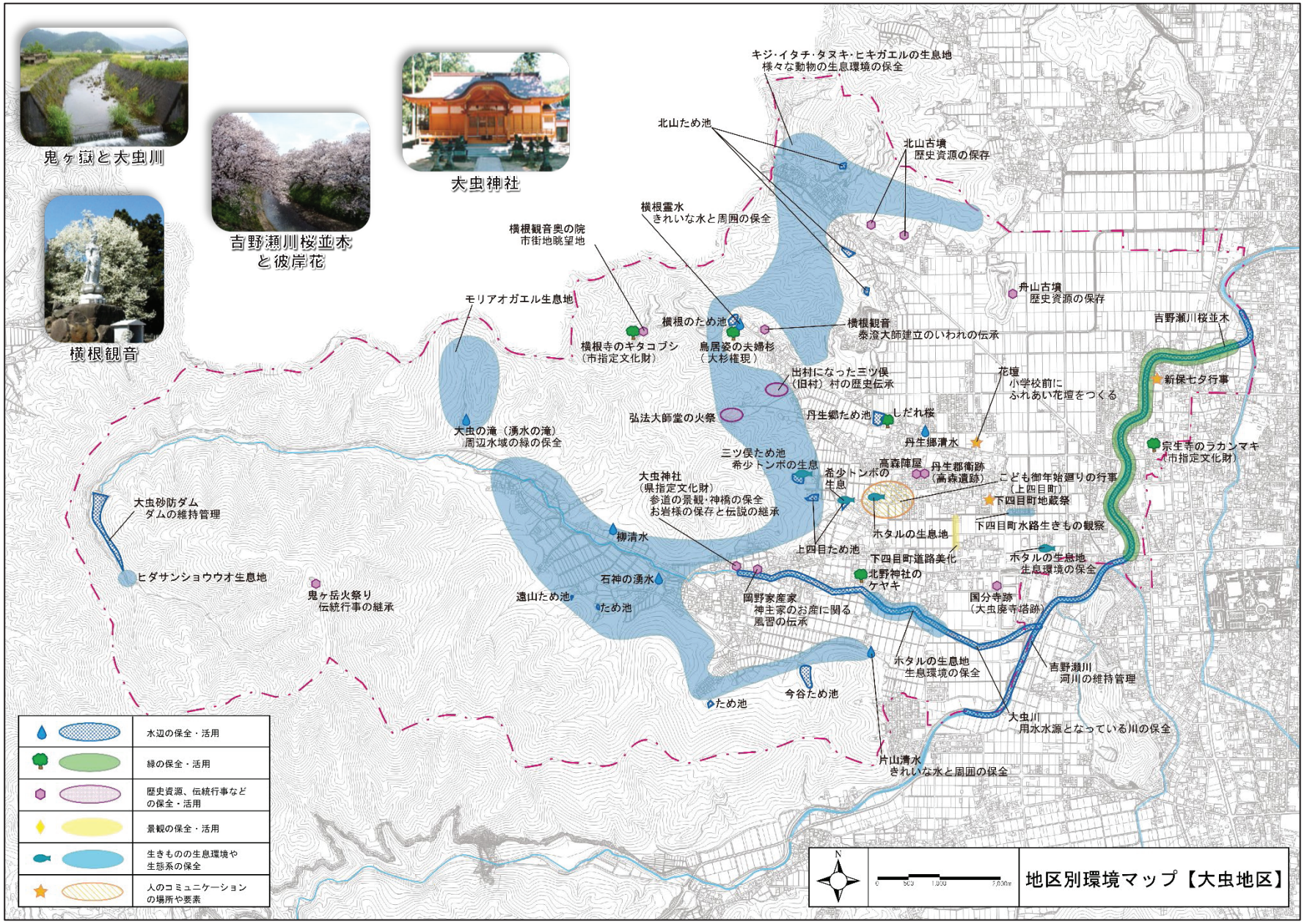
日野川

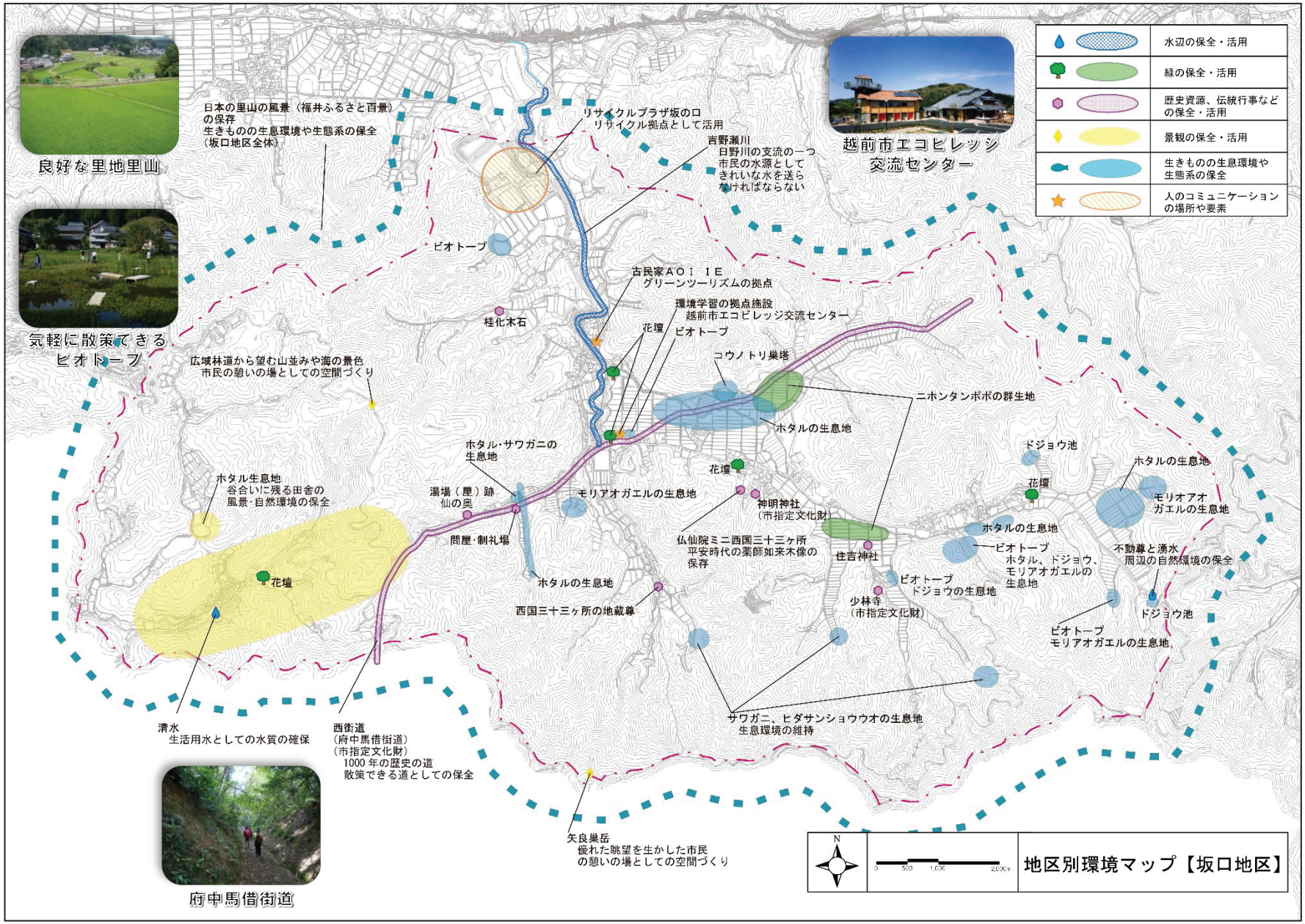
吉野瀬川の桜並木

愛宕山

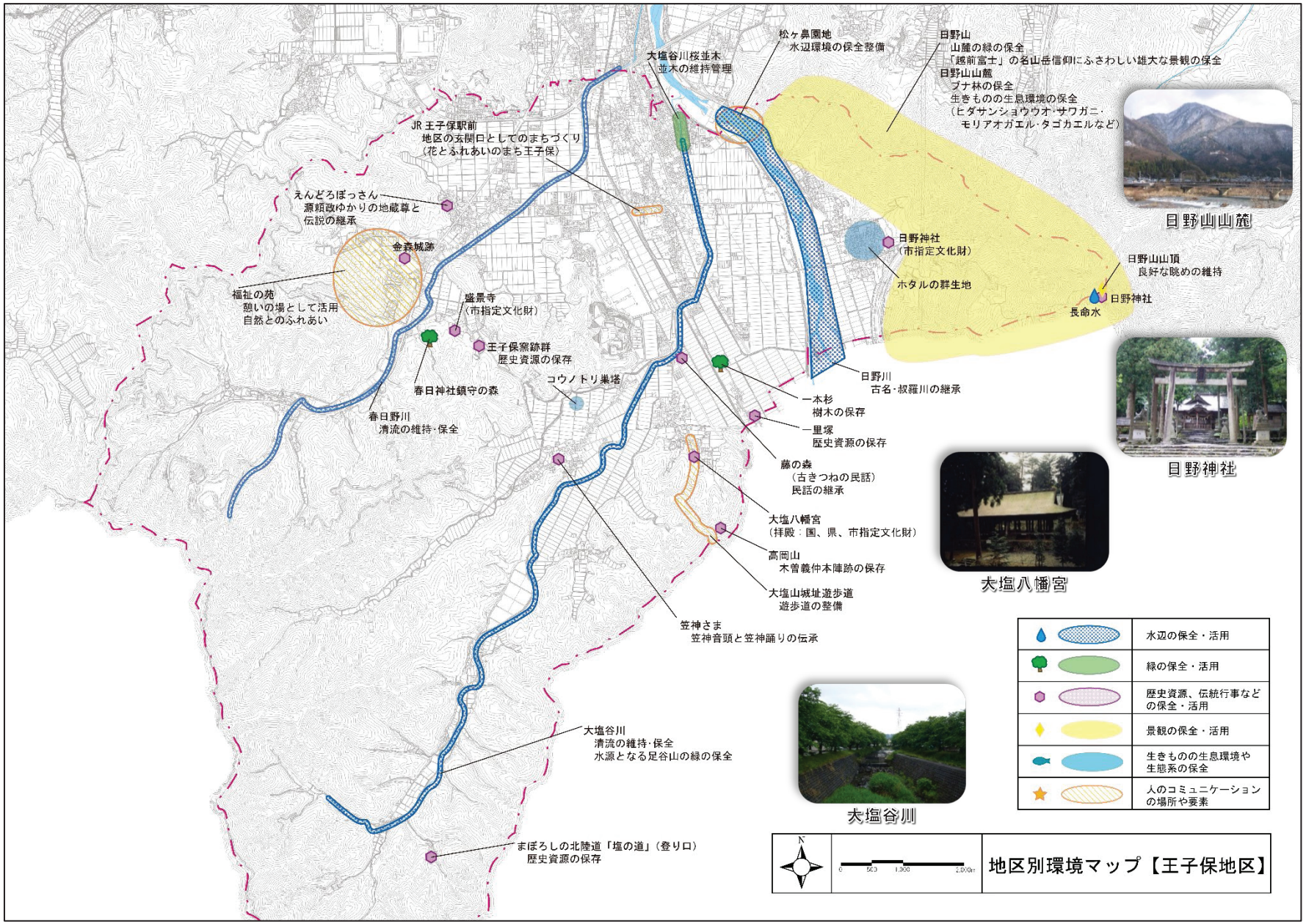
本保陣屋跡の碑

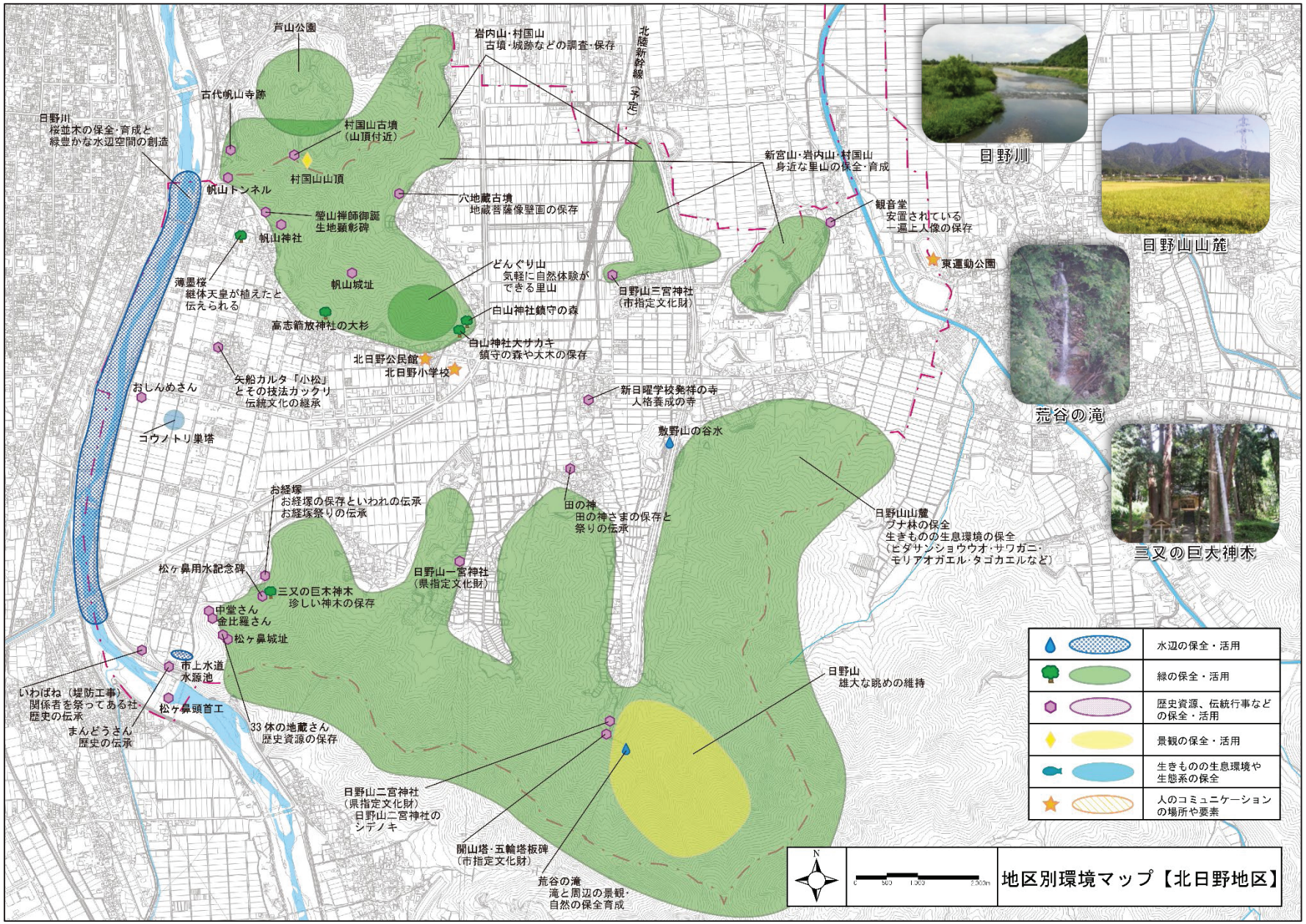

サンドーム周辺
緑豊かなスポーツ
公園の整備
瓜生のフケ
淡水魚やホタルが
生息できる空間の創造
工場・公共施設周辺
緑化の推進
集落屋敷林
緑の景観
の保全
田園地帯の広がり
区画整理の実施
緑豊かで、水生生物が
生息する空間の創造
集落屋敷林
緑の景観の保全
旧家屋の地域民芸生活
資料館の活用
八幡のフケ
様々な生きものと
触れ合える空間の創造
公共施設周辺
緑化の推進
大型店舗・
公共施設周辺
緑化の推進
玉宝寺
（市指定文化財）
日野川
豊かな生態系の保全
村国山
身近な里山の保全と
豊かな自然の活用
村国山
瓜生のフケ
国道８号
八幡のフケ
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【国高地区】


鬼ヶ嶽と大虫川
吉野瀬川桜並木と彼岸花
大虫神社
横根観音
キジ・イタチ・タヌキ・ヒキガエルの生息地
様々な動物の生息環境の保全
北山ため池
北山古墳
歴史資源の保存
横根霊水
きれいな水と周囲の保全
横根観音奥の院
市街地眺望地
モリアオガエル生息地
横根のため池
横根観音
泰澄大師建立のいわれの伝承
横根寺のキタコブシ
（市指定文化財）
鳥居姿の夫婦杉
（大杉権現）
舟山古墳
歴史資源の保存
吉野瀬川桜並木
出村になった三ツ俣
（旧村）村の歴史伝承
花壇
小学校前に
ふれあい花壇をつくる
新保七夕行事
弘法大師堂の火祭
丹生郷ため池
しだれ桜
丹生郷清水
大虫の滝（湧水の滝）
周辺水域の緑の保全
三ツ俣ため池
希少トンボの生息
宗生寺のラカンマキ
（市指定文化財）
高森陣屋
丹生郡衙跡
（高森遺跡）
こども御年始廻りの行事
（上四目町）
大虫神社
（県指定文化財）
参道の景観・神橋の保全
お岩様の保存と伝説の継承
希少トンボの生息
下四目町地蔵祭
大虫砂防ダム
ダムの維持管理
ホタルの生息地
下四目町水路生きもの観察
柳清水
上四目ため池
下四目町道路美化
ホタルの生息地
生息環境の保全
北野神社の
ケヤキ
ヒダサンショウウオ生息地
鬼ヶ岳火祭り
伝統行事の継承
石神の湧水
遠山ため池
ため池
岡野家産家
神主家のお産に関る
風習の伝承
国分寺跡
（大虫廃寺塔跡）
ホタルの生息地
生息環境の保全
吉野瀬川
河川の維持管理
今谷ため池
ため池
大虫川
用水水源となっている川の保全
片山清水
きれいな水と周囲の保全
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【大虫地区】

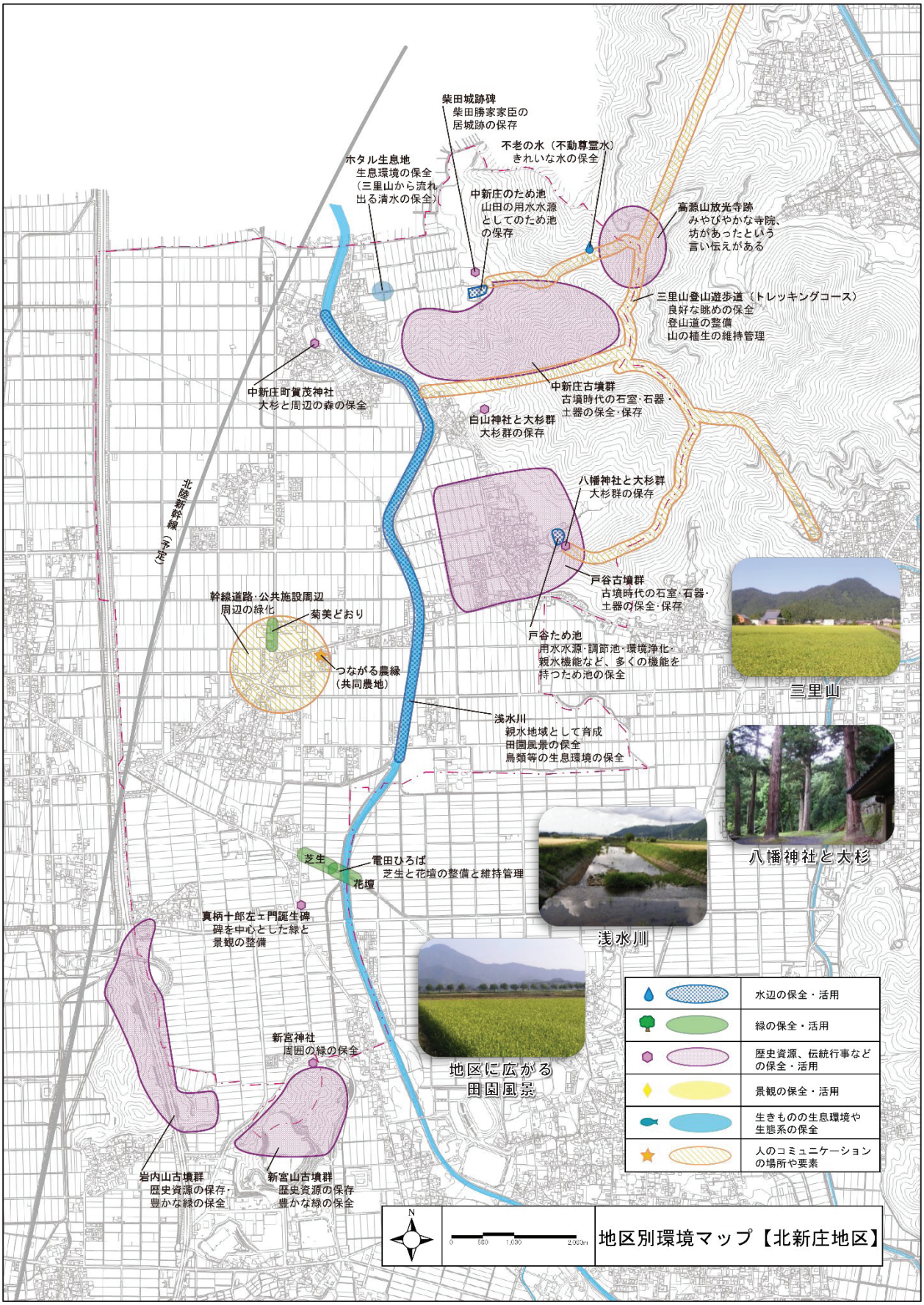

良好な里地里山
日本の里山の風景（福井ふるさと百景）の保存
生きものの生息環境や生態系の保全
（坂口地区全体）
気軽に散策できるビオトープ
広域林道から望む山並みや海の景色
市民の憩いの場としての空間づくり
リサイクルプラザ坂の口
リサイクル拠点として活用
吉野瀬川
日野川の支流の一つ
市民の水源として
きれいな水を送らなければならない
越前市エコビレッジ交流センター
ビオトープ
古民家ＡＯＩ ＩＥ
グリーンツーリズムの拠点
環境学習の拠点施設
越前市エコビレッジ交流センター
桂化木石
花壇
ビオトープ
コウノトリ巣塔
ニホンタンポポの群生地
ホタルの生息地
ホタル・サワガニの生息地
花壇
湯場（屋）跡
仙の奥
モリアオガエルの生息地
神明神社
（市指定文化財）
ホタル生息地
谷合いに残る田舎の
風景・自然環境の保全
問屋・制札場
仏仙院ミニ西国三十三ヶ所
平安時代の薬師如来木像の保存
住吉神社
ホタルの生息地
西国三十三ヶ所の地蔵尊
花壇
ドジョウ池
ホタルの生息地
花壇
モリオアオガエルの生息地
ホタルの生息地
ビオトープ
ホタル、ドジョウ、
モリアオガエルの
生息地
不動尊と湧水
周辺の自然環境の保全
ビオトープ
ドジョウの生息地
少林寺
（市指定文化財）
ドジョウ池
ビオトープ
モリアオガエルの生息地
サワガニ、ヒダサンショウウオの生息地
生息環境の維持
清水
生活用水としての水質の確保
西街道
（府中馬借街道）
（市指定文化財）
1000年の歴史の道
散策できる道としての保全
矢良巣岳
優れた眺望を生かした市民
の憩いの場としての空間づくり
府中馬借街道
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【坂口地区】

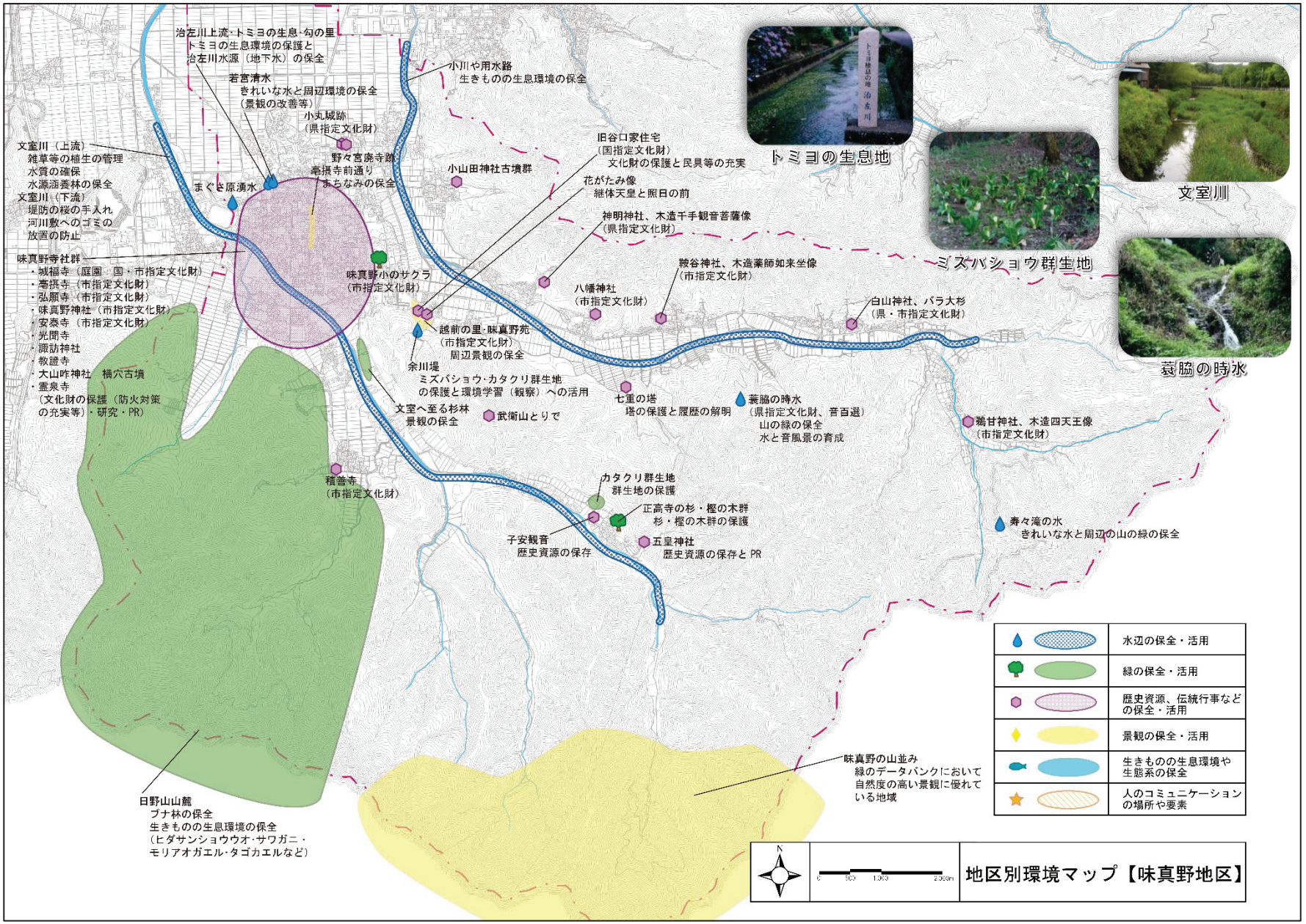
資料編


松ヶ鼻園地
水辺環境の保全整備
日野山
山麓の緑の保全
「越前富士」の名山岳信仰にふさわしい雄大な景観の保全
日野山山麓
ブナ林の保全
生きものの生息環境の保全
（ヒダサンショウウオ・サワガニ・
モリアオガエル・タゴカエルなど）
大塩谷川桜並木
並木の維持管理
JR 王子保駅前
地区の玄関口としてのまちづくり
（花とふれあいのまち王子保）
えんどろぼっさん
源頼政ゆかりの地蔵尊と
伝説の継承
金森城跡
福祉の苑
憩いの場として活用
自然とのふれあい
盛景寺
（市指定文化財）
王子保窯跡群
歴史資源の保存
春日神社鎮守の森
春日野川
清流の維持・保全
コウノトリ巣塔
日野神社
（市指定文化財）
ホタルの群生地
日野山山頂
良好な眺めの維持
日野神社
長命水
日野川
古名・叔羅川の継承
一本杉
樹木の保存
一里塚
歴史資源の保存
藤の森
（古きつねの民話）
民話の継承
大塩八幡宮
（拝殿：国、県、市指定文化財）
高岡山
木曽義仲本陣跡の保存
大塩山城址遊歩道
遊歩道の整備
笠神さま
笠神音頭と笠神踊りの伝承
大塩谷川
清流の維持・保全
水源となる足谷山の緑の保全
まぼろしの北陸道「塩の道」（登り口）
歴史資源の保存
日野山山麓
日野神社
大塩八幡宮
大塩谷川
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【王子保地区】

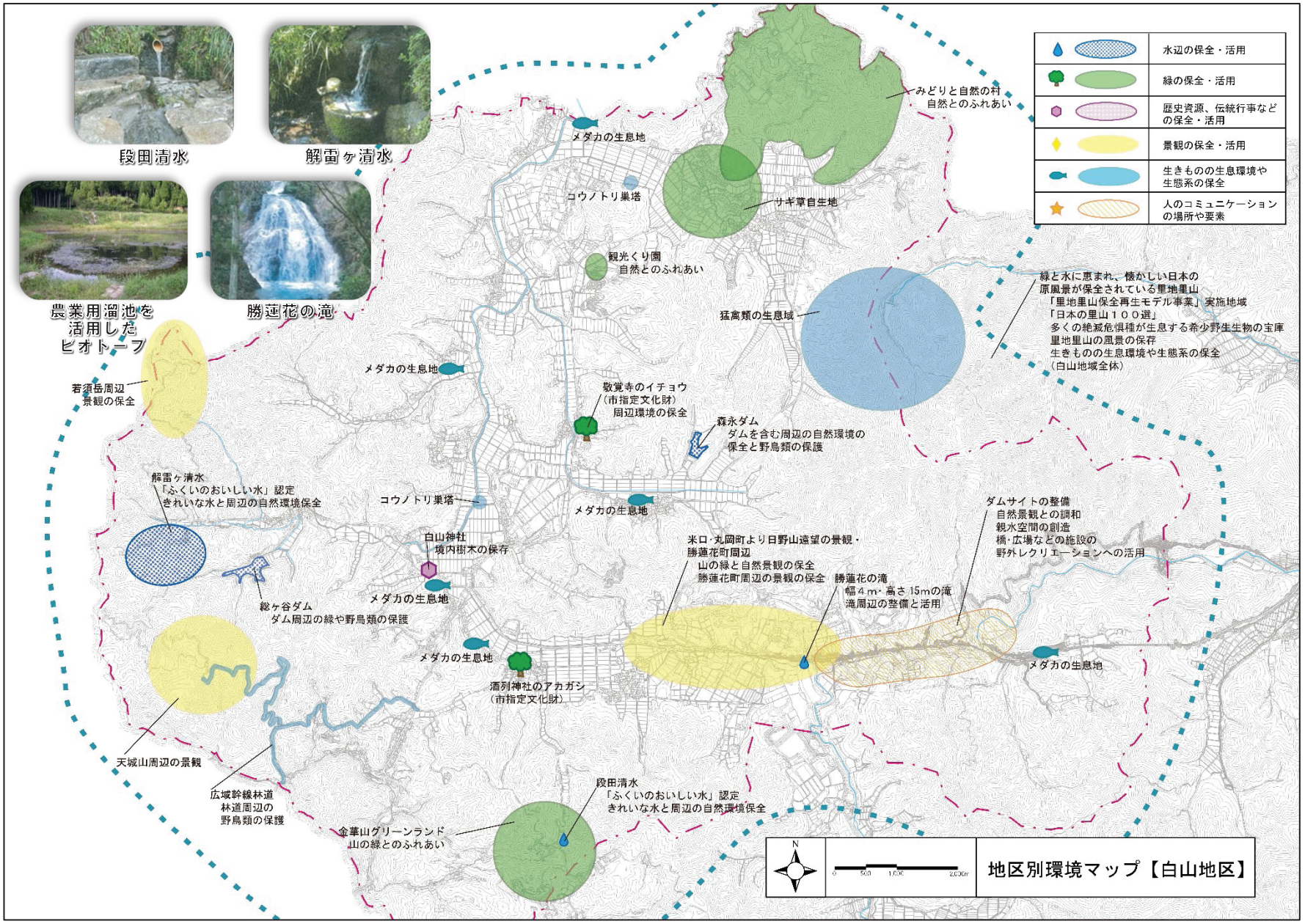

芦山公園
古代帆山寺跡
日野川
桜並木の保全・育成と
緑豊かな水辺空間の創造
村国山古墳
（山頂付近）
村国山山頂
帆山トンネル
岩内山・村国山
古墳・城跡などの調査・保存
北陸新幹線（予定）
新宮山・岩内山・村国山
身近な里山の保全・育成
穴地蔵古墳
地蔵菩薩像壁画の保存
瑩山禅師御誕
生地顕彰碑
帆山神社
帆山城址
薄墨桜
継体天皇が植えたと
伝えられる
どんぐり山
気軽に自然体験が
できる里山
日野山三宮神社
（市指定文化財）
高志箭放神社の大杉
白山神社鎮守の森
白山神社大サカキ
鎮守の森や大木の保存
北日野公民館
北日野小学校
矢船カルタ「小松」
とその技法カックリ
伝統文化の継承
おしんめさん
コウノトリ巣塔
新日曜学校発祥の寺
人格養成の寺
敷野山の谷水
お経塚
お経塚の保存といわれの伝承
お経塚祭りの伝承
田の神
田の神さまの保存と
祭りの伝承
日野山山麓
ブナ林の保全
生きものの生息環境の保全
（ヒダサンショウウオ・サワガニ・
モリアオガエル・タゴカエルなど）
松ヶ鼻用水記念碑
日野山一宮神社
（県指定文化財）
三又の巨木神木
珍しい神木の保存
中堂さん
金比羅さん
松ヶ鼻城址
市上水道
水源池
いわばね（堤防工事）
関係者を祭ってある社・
歴史の伝承
松ヶ鼻頭首工
まんどうさん
歴史の伝承
33体の地蔵さん
歴史資源の保存
日野山
雄大な眺めの維持
日野山二宮神社
（県指定文化財）
日野山二宮神社の
シデノキ
開山塔・五輪塔板碑
（市指定文化財）
荒谷の滝
滝と周辺の景観・
自然の保全育成
日野川
日野山山麓
東運動公園
観音堂
安置されている
一遍上人像の保存
荒谷の滝
三又の巨木神木
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【北日野地区】

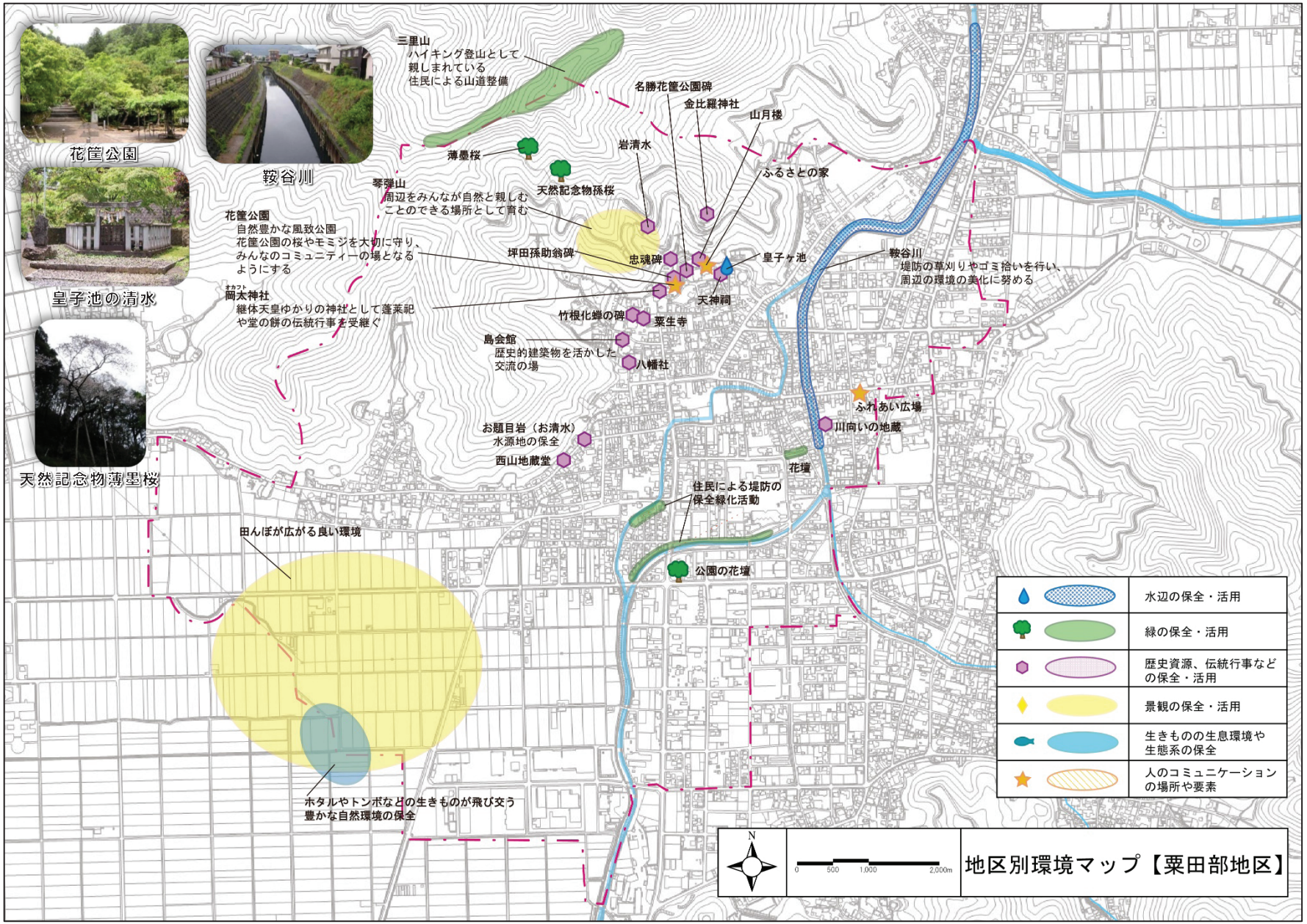
資料編


柴田城跡碑
柴田勝家家臣の
居城跡の保存
不老の水（不動尊霊水）
きれいな水の保全
ホタル生息地
生息環境の保全
（三里山から流れ
出る清水の保全）
中新庄のため池
山田の用水水源
としてのため池
の保存
高源山放光寺跡
みやびやかな寺院、
坊があったという
言い伝えがある
三里山登山遊歩道（トレッキングコース）
良好な眺めの保全
登山道の整備
山の植生の維持管理
中新庄町賀茂神社
大杉と周辺の森の保全
中新庄古墳群
古墳時代の石室・石器・
土器の保全・保存
白山神社と大杉群
大杉群の保存
八幡神社と大杉群
大杉群の保存
北陸新幹線（予定）
戸谷古墳群
古墳時代の石室・石器・
土器の保全・保存
戸谷ため池
用水水源・調節池・環境浄化・
親水機能など、多くの機能を
持つため池の保全
幹線道路・公共施設周辺
周辺の緑化
菊美どおり
つながる農縁
（共同農地）
浅水川
親水地域として育成
田園風景の保全
鳥類等の生息環境の保全
芝生
電田ひろば
芝生と花壇の整備と維持管理
花壇
真柄十郎左ェ門誕生碑
碑を中心とした緑と
景観の整備
新宮神社
周囲の緑の保全
岩内山古墳群
歴史資源の保存，
豊かな緑の保全
新宮山古墳群
歴史資源の保存
豊かな緑の保全
三里山
八幡神社と大杉
浅水川
地区に広がる
田園風景
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【北新庄地区】

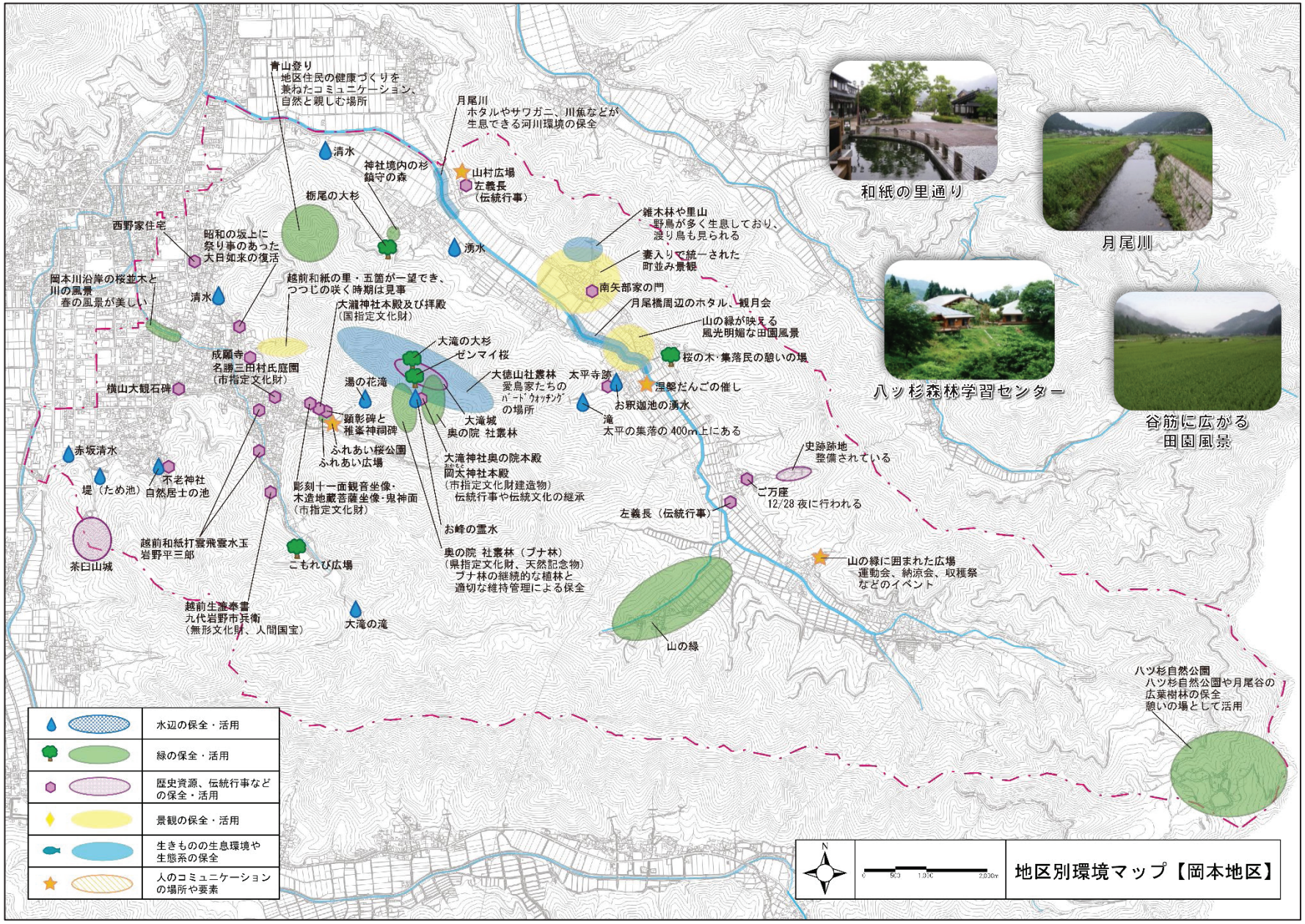

治左川上流・トミヨの生息・勾の里
トミヨの生息環境の保護と
治左川水源（地下水）の保全
若宮清水
きれいな水と周辺環境の保全
（景観の改善等）
小丸城跡
（県指定文化財）
野々宮廃寺跡
文室川（上流）
雑草等の植生の管理
水質の確保
水源涵養林の保全
文室川（下流）
堤防の桜の手入れ
河川敷へのゴミの
放置の防止
まぐき原湧水
奉撰寺前通り
まちなみの保全
味真野寺社群
・城福寺（庭園：国・市指定文化財）
・専摂寺（市指定文化財）
・弘願寺（市指定文化財）
・味真野神社（市指定文化財）
・安泰寺（市指定文化財）
・光聞寺
・諏訪神社
・教證寺
・大山咋神社　横穴古墳
・霊泉寺
（文化財の保護（防火対策
の充実等）・研究・PR）
味真野小のサクラ
（市指定文化財）
小川や用水路
生きものの生息環境の保全
小山田神社古墳群
旧谷口家住宅
（国指定文化財）
文化財の保護と民具等の充実
花がたみ像
継体天皇と照日の前
神明神社、木造千手観音菩薩像
（県指定文化財）
八幡神社
（市指定文化財）
鞍谷神社、木造薬師如来坐像
（市指定文化財）
白山神社、バラ大杉
（県・市指定文化財）
越前の里・味真野苑
（市指定文化財）
周辺景観の保全
余川堤
ミズバショウ・カタクリ群生地
の保護と環境学習（観察）への活用
文室へ至る杉林
景観の保全
武衛山とりで
七重の塔
塔の保護と履歴の解明
養脳の時水
（県指定文化財、音百選）
山の緑の保全
水と音風景の育成
鵜甘神社、木造四天王像
（市指定文化財）
積善寺
（市指定文化財）
カタクリ群生地
群生地の保護
正高寺の杉・樫の木群
杉・樫の木群の保護
子安観音
歴史資源の保存
五皇神社
歴史資源の保存と PR
寿々滝の水
きれいな水と周辺の山の緑の保全
日野山山麓
ブナ林の保全
生きものの生息環境の保全
（ヒダサンショウウオ・サワガニ・
モリアオガエル・タゴカエルなど）
味真野の山並み
緑のデータバンクにおいて
自然度の高い景観に優れて
いる地域
トミヨの生息地
ミズバショウ群生地
文室川
養脳の時水
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【味真野地区】

資料編


段田清水
解雷ヶ清水
農業用溜池を
活用した
ビオトープ
勝蓮花の滝
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
みどりと自然の村
自然とのふれあい
メダカの生息地
コウノトリ巣塔
サギ草自生地
観光くり園
自然とのふれあい
猛禽類の生息域
緑と水に恵まれ、懐かしい日本の原風景が保全されている里地里山
「里地里山保全再生モデル事業」実施地域
「日本の里山１００選」
多くの絶滅危惧種が生息する希少野生生物の宝庫
里地里山の風景の保存
生きものの生息環境や生態系の保全
（白山地域全体）
若須岳周辺
景観の保全
敬覚寺のイチョウ
（市指定文化財）
周辺環境の保全
森永ダム
ダムを含む周辺の自然環境の
保全と野鳥類の保護
解雷ヶ清水
「ふくいのおいしい水」認定
きれいな水と周辺の自然環境保全
コウノトリ巣塔
メダカの生息地
白山神社
境内樹木の保存
メダカの生息地
総ヶ谷ダム
ダム周辺の緑や野鳥類の保護
米口・丸岡町より日野山遠望の景観・
勝蓮花町周辺
山の緑と自然景観の保全
勝蓮花町周辺の景観の保全
勝蓮花の滝
幅４ｍ・高さ15ｍの滝
滝周辺の整備と活用
ダムサイトの整備
自然景観との調和
親水空間の創造
橋・広場などの施設の
野外レクリエーションへの活用
メダカの生息地
メダカの生息地
酒列神社のアカガシ
（市指定文化財）
天城山周辺の景観
広域幹線林道
林道周辺の
野鳥類の保護
段田清水
「ふくいのおいしい水」認定
きれいな水と周辺の自然環境保全
金華山グリーンランド
山の緑とのふれあい
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【白山地区】


花筐公園
鞍谷川
皇子池の清水
天然記念物薄墨桜
三里山
ハイキング登山として
親しまれている
住民による山道整備
名勝花筐公園碑
金比羅神社
山月楼
岩清水
薄墨桜
天然記念物孫桜
ふるさとの家
琴弾山
周辺をみんなが自然と親しむ
ことのできる場所として育む
花筐公園
自然豊かな風致公園
花筐公園の桜やモミジを大切に守り、
みんなのコミュニティーの場となる
ようにする
坪田孫助翁碑
忠魂碑
皇子ヶ池
鞍谷川
堤防の草刈りやゴミ拾いを行い、
周辺の環境の美化に努める
岡太神社
継体天皇ゆかりの神社として蓬莱祀
や堂の餅の伝統行事を受継ぐ
天神祠
竹根化蝉の碑
粟生寺
島会館
歴史的建築物を活かした
交流の場
八幡社
ふれあい広場
川向いの地蔵
お題目岩（お清水）
水源地の保全
西山地蔵堂
花壇
住民による堤防の
保全緑化活動
田んぼが広がる良い環境
公園の花壇
ホタルやトンボなどの生きものが飛び交う
豊かな自然環境の保全
水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【粟田部地区】

資料編

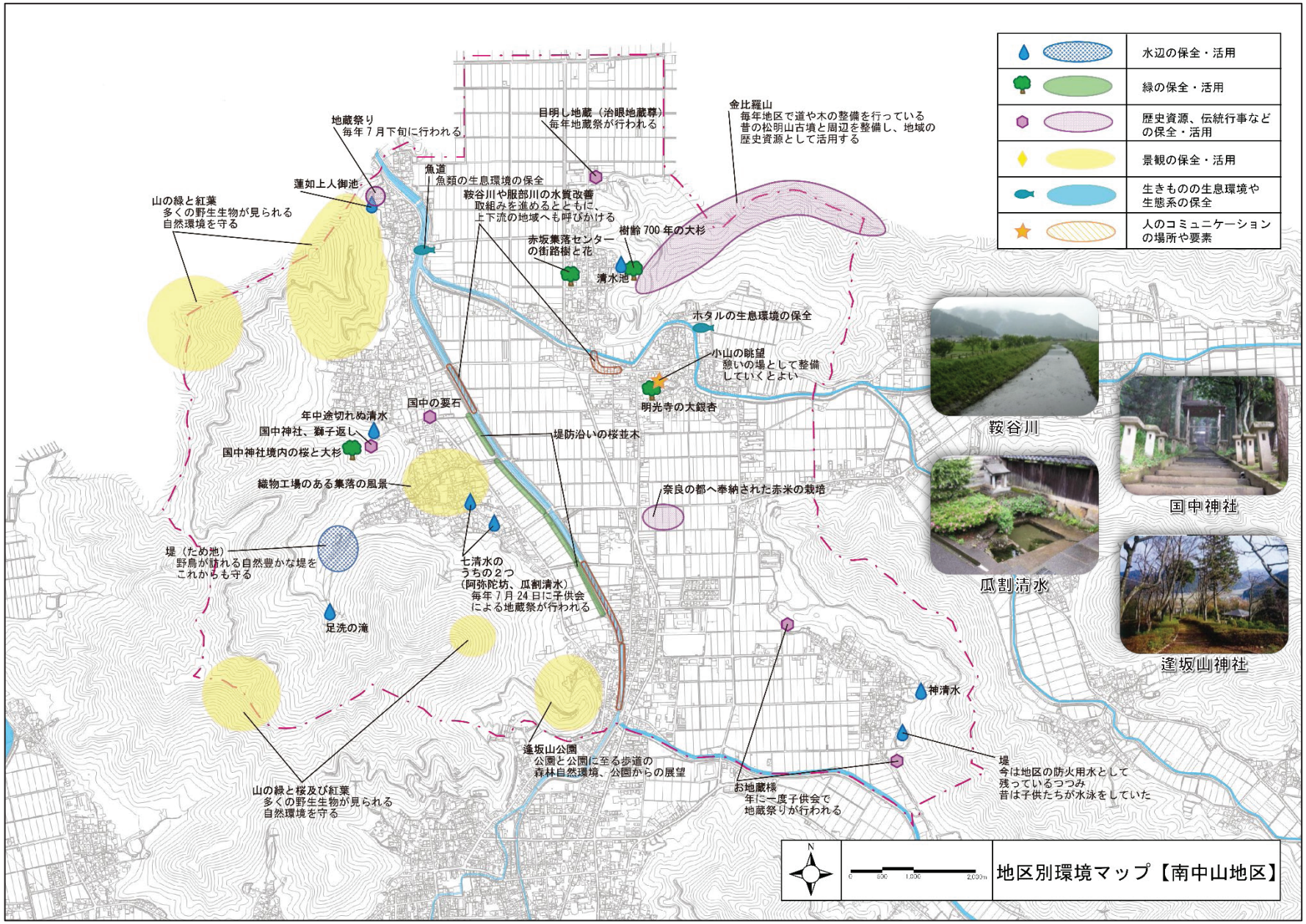


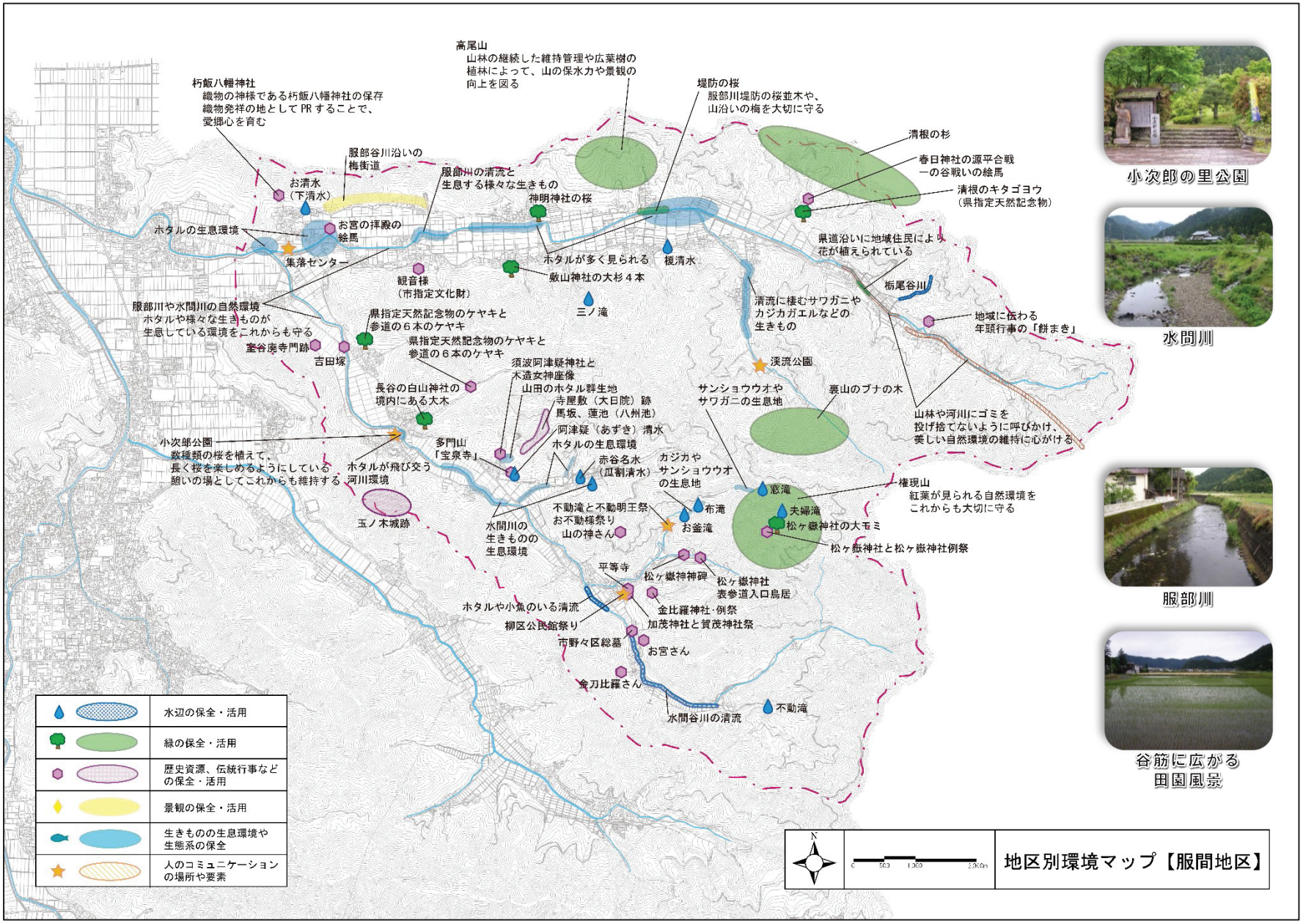
和紙の里通り

月尾川

八ツ杉森林学習センター

谷筋に広がる
田園風景


水辺の保全・活用
緑の保全・活用
歴史資源、伝統行事などの保全・活用
景観の保全・活用
生きものの生息環境や生態系の保全
人のコミュニケーションの場所や要素
地蔵祭り
毎年７月下旬に行われる
目明し地蔵（治眼地蔵尊）
毎年地蔵祭が行われる
金比羅山
毎年地区で道や木の整備を行っている
昔の松明山古墳と周辺を整備し、地域の歴史資源として活用する
魚道
魚類の生息環境の保全
蓮如上人御池
鞍谷川や服部川の水質改善
取組みを進めるとともに、
上下流の地域へも呼びかける
山の緑と紅葉
多くの野生生物が見られる
自然環境を守る
赤坂集落センター
の街路樹と花
樹齢 700 年の大杉
清水池
ホタルの生息環境の保全
小山の眺望
憩いの場として整備
していくとよい
明光寺の大銀杏
国中の要石
年中途切れぬ清水
国中神社、獅子返し
国中神社境内の桜と大杉
堤防沿いの桜並木
織物工場のある集落の風景
奈良の都へ奉納された赤米の栽培
堤（ため池）
野鳥が訪れる自然豊かな堤を
これからも守る
七清水の
うちの２つ
（阿弥陀坊、瓜割清水）
毎年７月 24 日に子供会
による地蔵祭が行われる
足洗の滝
鞍谷川
国中神社
瓜割清水
逢坂山神社
神清水
逢坂山公園
公園と公園に至る歩道の
森林自然環境、公園からの展望
堤
今は地区の防火用水として
残っているつつみ
昔は子供たちが水泳をしていた
お地蔵様
年に一度子供会で
地蔵祭りが行われる
山の緑と桜及び紅葉
多くの野生生物が見られる
自然環境を守る
N
0
500
1,000
2,000m
地区別環境マップ【南中山地区】



小次郎の里公園

水間川

服部川

谷筋に広がる田園風景

5 越前市環境基本条例

平成17年10月1日
条例第125号
改正 平成25年3月29日条例第4号

目次

前文
第1章　総則(第1条－第7条)
第2章　基本的施策(第8条－第18条)
第3章　環境審議会(第19条)
第4章　雑則(第20条)
附則

前文

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうるおいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地い特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)良好な環境　土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(3)地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4)公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条　良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2　良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

3　良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

4　良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

5　良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

（適用除外）
第7条　この条例の規定は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章　基本的施策

（環境基本計画）
第8条　市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
（2）前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。
5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定に当たっての配慮）
第9条　市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

（規制の措置）
第10条　市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

（指導、助言等）
第11条　市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

（良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進）
第12条　市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の推進）
第13条　市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）
第14条　市は、第12条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査研究体制の整備）
第15条　市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

（報告書の作成等）
第16条　市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（地球環境保全の推進等）
第17条　市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

（財政上の措置）
第18条　市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章　環境審議会

（環境審議会）
第19条　環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
（1）環境基本計画に関する事項
（2）その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項
3　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
4　審議会は、委員20人以内をもって組織する。
5　委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
6　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章　雑則

（委任）
第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則
この条例は、平成17年10月1日から施行する。

6 越前市環境審議会規則

平成17年10月1日
規則第115号
改正 平成18年1月20日規則第1号
平成24年3月30日規則第37号
平成26年3月28日規則第13号

（趣旨）
第1条 この規則は、越前市環境基本条例（平成17年越前市条例第125号。以下「条例」という。）第19条第7項の規定に基づき、越前市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命又は委嘱）
第2条 条例第19条第5項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。
(1)優れた識見を有する者
(2)越前市議会議員
(3)関係機関から推薦された者
(4)市民からの公募による者
2 前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
3 臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。
4 前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。
（平18規則1・平26規則13・一部改正）

（会長の選任及び権限）
第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）
第4条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

（定足数及び表決数）
第5条 審議会は、委員（臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 審議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
3 部会に属する委員の互選により部会長を置く。

（幹事）
第7条 審議会に幹事若干人を置く。
2 幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

（庶務）
第8条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則（平成17年越前市規則第10号）別表第5に定める課において処理する。
（平24規則37・一部改正）

（その他）
第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年1月20日規則第1号）
この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第37号）抄

（施行期日）
1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第13号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

7 用語説明

数字・アルファベット

3R （スリーアール）	廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位のこと。①発生抑制（Reduce リデュース）、②再使用（Reuse リユース）、③資源として再生利用（Recycle リサイクル）の頭文字を取って「3R」という。
BOD （ビーオーディー）	Biochemical Oxygen Demand の略称。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物の働きによって分解されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は mg/L で表わす。環境基準では河川の汚濁指標としており、この値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。
COOL CHOICE （クールチョイス）	CO_2 などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。
COP（コップ）	Conference of the Parties、「締約国会議」の略称。1992年に採択され、94年に発効した「国連気候変動枠組条約」の締約国が集まり、条約に基づいて地球温暖化問題への対策について話し合う世界的な会議（国連気候変動枠組条約締約国会議）のこと。1995年以降、毎年年末に締約国会議が開催されている。
CSR（シーエスアール）	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任を意味しており、企業の経営に対し、営利を追求するだけでなく、「経済面」、「環境面」、「社会面」の3つに配慮し、自然環境や社会のサステナビリティ（持続可能性）を高める経営を行う考え方のこと。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	Digital Transformation の略称。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ESD（イーエスディー）	Education for Sustainable Development の略称。持続可能な開発のための教育のこと。現代社会の様々な問題について、一人一人が身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指すために行う学習・教育活動のこと。
ICT（アイシーティー）	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。メールやチャット、SNSなど、通信技術を使って人と人とが繋がる技術のこと。
ISO14001（アイエスオーいちまんよんせんいち）	国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格群の総称。ISO14001シリーズの中心的規格がISO14001であり、環境マネジメントシステムが満たすべき必須事項を定めている。
KES（ケーイーエス）	Kyoto Environmental management System の略。京都議定書の発祥地である京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格。ISOと比べ、「シンプル」で「低コスト」であり、取り組みやすい環境マネジメントシステムのこと。
pH（ピーエイチ，ペーハー）	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満で酸性を示す。河川における pH の環境基準は類型別に定められており、pH5．8～pH8．6を、地域の状況によりあてはめる。
PM2．5 （ピーエムにーてんご）	Particulate Matter 2.5 の略称で、微小粒子状物質を指す。大気中に浮遊している直径2．5μm 以下の非常に小さな粒子のこと。大気汚染の原因の一つであり、呼吸器系など健康への悪影響が懸念されている。
PPA（ピーピーエー）	Power Purchase Agreement の略語。施設所有者が提供する敷地や屋根などに、太陽光発電設備の所有・管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電した電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。
RE100 （アールイーひゃく）	Renewable Energy 100%の略語。自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟している国際的な企業連合のこと。
SDGs（エスディージーズ）	Sustainable Development Goals の略称。持続可能な開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
SS（エスエス）	Suspended Solids の略称で、水中の浮遊物質量。水質汚濁の度合いを表す指標で、単位は mg/L で表わす。水中に浮遊している微細な固形物の量（値）が大きいほど汚濁が進んでいる。

ZEB(ゼブ)	net Zero Energy Building の略語。建物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現し、太陽光などでエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギーをゼロにする建築物のこと。
ZEH(ゼッチ)	net Zero Energy House の略語。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現し、太陽光などでエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギーをゼロにする住宅のこと。

あ行

アースデイ(地球の日)	地球のことを考えて行動する日のことで、毎年4月22日がアースデイとされている。市内では、環境イベント「アースデイえちぜん」が開催されている。
うちエコ診断	受診される家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、住まいの気候やライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO_2、省エネ対策を提案する診断のこと。WEB診断も可。
エコアクション21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、中小企業が行う環境にやさしい経営の取組みに対して審査し、認証を与える制度。
エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、国ではエコドライブとして推奨すべき「エコドライブ10のすすめ」の普及を進めている。
エコビレッジ交流センター	越前市の豊かで美しい自然環境を未来につなげるため、環境学習会の開催や環境情報の発信をしている市の公共施設。
越前市環境審議会	越前市環境基本条例に基づき設置された組織で、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項及びその他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項について調査、審議を行う。
越前市環境白書	越前市環境基本計画に基づき市が毎年作成する報告書のこと。越前市における環境の現況や基礎施策に対する取組みをまとめている。
越前市環境マネジメントシステム(EEMS)	越前市環境基本条例と越前市環境基本計画に基づき、二酸化炭素の排出やエネルギー使用など市の事務事業に伴う環境への負荷の低減をさせ、良好な環境の保全と創造を推進していくことを目的としたISO14001に代わる市独自の環境マネジメントシステムのこと。
エネルギー基本計画	エネルギー政策基本法の第十二条に基づき策定する、エネルギー政策の基本的な方向性を示した計画のこと。第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル、新たな削減目標(2030年度までに46%削減)の実現に向け、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することや、水素などの社会実装を進めるといったエネルギー政策が示されている。
エネルギー消費原単位	製品生産や事務事業など事業活動で消費した電力・熱(燃料)などのエネルギー量を、業務床面積や事業者数などの単位量で割り返したもの。
おいしいえちぜん食べきり運動	食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら、食べきろうという、市独自の食品ロス削減運動のこと。
温室効果ガス	熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある気体のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か行

外来生物(特定外来生物)	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国や国内の他の地域から入ってきた生きもののこと。 外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生きもので、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づき環境省が指定した種を特定外来生物といい、学術研究のほかは、輸入・販売・譲渡・飼育・栽培・運搬などが原則として禁止されている。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。ゼロカーボン、脱炭素と同義語。
海洋プラスチック問題	毎年大量のプラスチックがゴミとして海に流れ込んでおり、その一部が紫外線や波などで、マイクロプラスチックと呼ばれる有害物質が付着しやすい細かい破片となり海に広く拡散し汚染される問題こと。海の生態系や人の健康に影響を与える可能性がある。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

環境学習	今起きている環境問題に対して一人ひとりが責任と役割を理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動や環境保全活動などに取り組むことができる人を育てるための学習のこと。
環境基準	環境基本法の第三節に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
環境基本計画	環境基本法の第二節に基づき策定する、環境の保全に関する基本的な計画のこと。第5次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏の創造」「世界の範となる日本の確立」「これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現」を掲げている。また、地域資源を活用した持続可能な地域づくりをはじめとする分野横断的な6つの重点戦略を設定し、その実現に向けた環境政策が示されている。
環境調和型農業	農地の状態に合わせた土づくりと農作物の病気や害虫の発生に応じた必要最小限の防除を行うことで、自然環境にやさしく、地域環境との調和を目指す栽培方法のこと。
環境保全協定	越前市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、良好な環境を保全し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、本市と事業者で締結しているもの。協定では、大気汚染や水質汚濁などの事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減し環境保全を図るため、事業者が実施すべき対策を定めており、事業者は自主的かつ率先的な環境保全活動を行っている。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。
気候変動	気温や降水量、雲など気象の変化のこと。地球温暖化に伴う気候変動の影響により、異常気象や災害の激甚化などが発生している。
下水汚泥消化ガス	下水汚泥を処理する過程で発生するメタンを主とした消化ガスのこと。有益な再生可能エネルギーであり、ガス発電などに活用できる。
健康項目（水質）	環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準の一つ。人の健康に被害を生じるおそれのある重金属や有機塩素系化合物などを対象に、水質の環境基準が設定されている27項目の汚染物質。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学スモッグの原因。
光化学スモッグ	大気汚染の一種で、光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態のこと。目の痛みやせきなどの被害が生じる。
高効率ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。エネルギーを有効的に使えるため、二酸化炭素排出量の大幅削減にもつながる。
コウノトリ呼び戻す農法米	「コウノトリ呼び戻す農法部会」が生産する越前市のブランド米のこと。農薬を使用しないだけではなく、生き物との共生のために「冬水たんぼ」や「中干の延期」、「水田退避溝の設置」などを行う、生物多様性にも配慮して作られたお米のこと。
コージェネレーション	ガスを燃料として発電し、排熱を回収して給湯に利用するなど、1つのエネルギー源から電気と熱などを同時に供給する、エネルギーの利用効率が高いシステムのこと。
ごみ減量化リサイクル推進員制度	越前市の各町内のごみの分別の徹底とリサイクル率の向上を図るため、平成16年度より開始された制度で、推進員は、ごみステーションでの分別の徹底や周辺、ごみステーションの管理方法の改善などを行っている。

さ行

再エネ100宣言 RE Action	企業等の団体が、使用電力を100％再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100％利用を促進する枠組み。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力や地熱、バイオマスといった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことで、永続的に利用でき、どこにでも存在してCO_2を排出しない（増加させない）特徴がある。
雑がみ	お菓子やティッシュの箱、包装紙、パンフレットなど身近にある紙類のこと。
里地里山	原生的な自然と都市などの人工的な環境との中間に位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域のこと。集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草

	地などで構成される。在来生物の生息・生育環境としてだけでなく、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な役割を果たす。
市政出前講座	市職員が町内会、老人会、PTA、サークルなどが開催する学習会や会合などに出向き、市の施策や制度などを説明するもの。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
消費期限	「安全に食べられる期限」のこと。お弁当や生肉など、品質が悪くなりやすい食品などに表示されている。
賞味期限	「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。賞味期限は、品質が悪くなりにくい食品などに表示されている。
食育	国民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を送り、日本固有の食文化を継承できるように、食について考える習慣や食べ物を選択する力を身に付けるための教育全般のこと。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、食に関する文化など。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。
水素	無色、無臭で、地球上で最も軽い気体。水素分子（H_2）の状態として存在することはほとんどないが、水（H_2O）などのように他の元素との化合物として地球上に大量に存在する。燃焼させた際に二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーとして注目されている。
水田魚道	ほ場整備により水路との間に落差が生じた水田では魚類が産卵のために水田に出入りできなくなることから、魚類が水路から水田に出入りできるようにするために設置される人工的な水路のこと。
ストーカ方式	ごみを火格子（ストーカ）の上で乾燥・加熱し、撹拌・移動させながら燃やすタイプの焼却炉のこと。
生活環境項目（水質）	環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準の一つ。生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、pHやBOD、SSなどの基準値が定められている。
生態系	あらゆる生きものと、それらを取り巻く大気、水、土壌などの無機的な環境とを総合したまとまりのこと。
ゼロカーボンシティ宣言	脱炭素社会に向けて、地方公共団体が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明すること。

た行

ダイオキシン類	ポリ塩素化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩素化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。難分解性の物質であり、土壌や水環境中に長期間残留するとともに、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われている。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。
太陽光発電	光エネルギーから直接電気を作る太陽電池を利用した発電方式。再生可能エネルギーの一つで、発電時に二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーとして注目されている。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出について、「全体としてゼロ※」にする社会のこと。 ※二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること
ダンボールコンポスト	基材を入れたダンボール箱に生ごみを入れて堆肥化すること。生ごみを堆肥化することで燃えるごみの削減や環境負荷の軽減につながる。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。
地域脱炭素ロードマップ	令和3年6月に国が策定した計画で、地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等が示されている。計画には、今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極

	支援することが示されており、具体策として①2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくること、②全国で、自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車といった重点対策を実行することなどが挙げられている。
地球温暖化	人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律の第八条に基づき策定する、地球環境の保全に関する計画のこと。新たな地球温暖化対策計画では、国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指すとともに、50％の高みに向けて挑戦を続けていくことを掲げている。
地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年に公布・運用開始。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。各主体の責務や地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定努力などが示されている。
蓄電池	太陽光発電などで発電した電力や割安な夜間電力を貯めて利用する電池のこと。
地産地消	地域で生産された農林畜水産物を地域で消費すること。地場農業の活性化だけでなく、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギーの削減などの効果が期待される。
電気自動車	バッテリーに蓄えられた電力を使用して、走行用モーターにより走行する自動車のこと。走行時の窒素酸化物や粒子状物質等の排出ガス及び二酸化炭素の排出が無く、また、走行騒音を大幅に低減できるなど、優れた環境性能を有している。
電力自由化	これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできなかったが、平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化（電力自由化）され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
特別栽培米	福井県では、平成13年度から有機農産物（有機JAS認定農産物）以外の化学合成農薬と化学肥料の使用を極力抑えた（福井県慣行栽培の5割以上削減）農産物について、県独自の基準を設けて認証しており、特別栽培米はこの基準の下に栽培された米のことをいう。

な行

二酸化炭素	色もにおいもない気体。地球の平均気温を上げる性質のある「温室効果ガス」と呼ばれる気体のひとつ。
燃料電池自動車	燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

は行

パリ協定	平成27年にフランスのパリで開催されたCOP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された協定のこと。世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることなどが掲げられている。
ビオトープ	ドイツ語で生物を意味するBioと場所を意味するTopeの合成語。「野生生物の生息空間」などと訳され、生きものが互いにつながりを持って生息している空間を示す。今日では、環境が損なわれた都市部や公園、農村部の耕作放棄水田などに、鳥類や魚類、昆虫、植物など、特定の生物群集が生息できるようにつくられた空間を指して使われることもある。
ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、食品を必要としている団体等に寄付する活動のこと。
ふくいゼロカーボンアクション	福井県が行う地球温暖化ストップ県民運動のこと。福井県は令和2年7月に、2050年までにゼロカーボンを目指すことを宣言しており、それの達成に向けてエコチャレふくい（地球温暖化対策）などを展開している。
不法投棄	ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路公園などに捨てる行為のこと。

微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している大きさが2．5μm（1μm は1ミリメートルの千分の1）以下の小さな粒子のこと。粒子径が小さく肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。
浮遊粒子状物質（SPM）	SPM（Suspended Particulate Matter）ともいう。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が10μm（1μm は1ミリメートルの千分の1）以下のものをいう。粒径がより小さくなると、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
ペーパーレス化	事業活動で使用する書類などを電子化すること。紙の使用量削減につながる。

ま行

マイクロプラスチック	5ミリメートル以下の微細なプラスチック類のこと。海洋汚染の原因の一つ。
未利用資源	資源として利用できるのに未だ利用されていない資源（水素エネルギーやバイオマスなど）のこと。
モニタリング	現状の観測や調査のこと。

や行

有機JAS（制度）	日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく制度。化学合成された農薬や肥料、組み換え遺伝子に由来する農業資材などを使わずに作られた農産物や、それらを原材料として作られた加工食品について、その作り方や小分け・輸入のシステムが確かなものであることを法律に基づいて証明する制度のこと。
有機溶剤	他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。

ら行

リサイクル	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
リデュース	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
リユース	使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省や県、市などが作成している。
ローカルSDGs	地域で行うSDGsの取組みこと。地域循環共生圏と類義語。

越前市環境基本計画

発　行　令和4年3月　越前市
編　集　越前市　産業環境部　環境政策課
〒915－8530 福井県越前市府中一丁目13番7号
TEL:0778－22－5342(直通)
FAX:0778－22－5167
E－mail:kankyou@city. echizen. lg. jp
HP:http://www.city.echizen.lg.jp